

二〇〇六年度 福山市政に対する要求書

日本共産党広島県東部地区委員長

寺田 明充

日本共産党福山市議会議員

村井 明美

川崎 誠

高木 武志

土屋 知紀

二〇〇五年十二月二十七日

福山市長 羽田 皓 殿

市政の基本姿勢について四つの転換を

一．汚職・不正を根絶し、清潔・ガラス張りの市政実現へ。

二〇〇五年度、新聞紙上でたびたび福山市の不祥事が報道された。市長先頭にえりをただし、地方自治法をはじめ法令を遵守し、汚職の一掃に力を尽くし、市民の信頼を取り戻す事。

市民の陳情・請願書の尊重による施策改善の敏速化につとめ、地方自治の拡充、議会制民主主義の擁護、「市民こそ主人公」の市政を推進する事。

二．福祉を犠牲にした約二百六十一億円余（平成十六年度決算）もの「ためこみ主義」や、後年度市民負担になる市債を増高させながら推進している、大企業主導の大型開発投資をとりやめ、中核市として拡大された事務権限を使つて、四十六万市民（合併後）の暮らしの向上、福祉拡充、豊かな教育の推進、快適な住環境整備促進に重点をおく事。

三．「地方行政改革」（自治体リストラ）の名での市民サービスの低下、福祉・教育の切り捨て政策をやめ、住民本位の効率的でムダのない真の行政改革をすすめる事。

四．部落解放同盟言いなりの不公正な同和行政をきっぱりと終結させる事。押し付けの「人権啓発推進」はやめる事。

二〇〇六年度国家予算の抜本的くみ換えを

医療制度改革、庶民増税など、国民に痛みを押しつける二〇〇六年度国家予算を抜本的に組みかえ、暮らし中心の予算編成に

十二月二十四日、臨時閣議で二〇〇六年度政府予算案が決定された。

一般会計歳出は約七十九兆六千八百六十億円で、二〇〇五年度当初予算と比較して3・0％縮減している。新規国債発行額は、二十九兆九千七百三十億円で、その内容は、庶民増税や医療改悪など、家計への負担増と地方の切捨ての結果に過ぎない。

小泉内閣が新たに盛り込んだ所得税・住民税の定率減税全廃や高齢者の医療費自己負担増など、新たに盛り込んだ国民への負担増額は、年間約二兆七千億円。今後三年間に実施される負担増の年間約三兆九千億円を合わせると、約六兆六千億円。すでに実施されているものが、年間約六兆七千億円に達しており、〇一年小泉内閣の発足以来、五回の予算編成で国民に押しつけようとしている負担増は合計十三兆円を超える規模となる。小泉内閣がもたらす負担増が、くらしに打撃を与え、低迷している日本経済をさらに悪化させる事は必至である。

予算編成に向けた「構造改革」として、高齢者狙い撃ちの「医療制度改革」、「三位一体改革」の名による義務教育、児童扶養手当や児童手当、施設介護給付金の引き下げを行おうとしている。

公共事業では、道路特定財源を温存し、庶民増税の一方で、手厚い大企業減税を継続している。

財界・大企業の巨大な「既得権益」を守る政治が財政赤字の元凶である。無謀な財政運営のつけを社会保障など国民生活予算にしわ寄せするのではなく、利益を上げている大企業・大資産家にこそ、まず応分の負担を求め、財政再建への道を開く事が求められる。

国の財政大赤字の元凶である公共投資と毎年5兆円にのぼる軍事費の異常膨張の、ムダに真剣にメスをいれる事が求められる。

(1) 大増税路線の転換を政府に求め、社会保障とくらしをささえるための財政と税制の改革を

政府は「サラリーマン増税は行わない」という与党の総選挙公約に反し、所得税・住民税の税額を軽減している定率減税を〇七年に全廃し、あわせて、三兆三千億円の国民負担増を狙っている。

定率減税の廃止は、中低所得層に厳しい増税となり、さらに消費税の二桁増税に行きつく大増税路線への重大な一歩である。

〇七年度をめどに、「消費税を含む税体系の抜本的改革を実現すべく、取り組んで行く」と宣言しているが、10％に消費税が引き上げられた場合、さらに約十二兆円もの負担増が強いられる事になる。

生活を破壊する、庶民大増税路線の転換を、政府に強く働きかける事を求める。

(2) 医療制度改革など社会保障・福祉予算の削減撤回を

社会保障分野では、大企業の保険料負担や国庫負担を軽減する事を狙って、医療制度改革を進めようとしている。

高齢化で見込まれる八千億円分の自然増分を、医療制度改革や診療報酬の引き下げなどで千八百九十三億円増までに圧縮し、社会保障費の伸びを0・9％増にまで抑えました。〇六年10月から、70才以上の高齢者のうち、一定以上の所得がある人の医療費の窓口負担を2割から3割に引き上げ、長期入院患者の食費四万二千円、居住費1万円を自己負担とし、〇八年度には、70歳から74歳の窓口負担を1割から2割に引き上げるなどの制度改革を狙っている。

年金給付額では、物価下落を理由に、〇六年度の給付額を0・2％引き下げる。

生活保護では、70才以上の高齢者に支給される老齢加算を〇六年4月から廃止。母子加算も、高校生以上の子どもの分は、昨年に引き続き削減する。

介護保険では、特別養護老人ホームなどの利用者への居住費・食費の自己負担導入に引き続き、介護報酬を引き下げる。

障害者自立支援法による新たな負担の押し付けは、生存権を侵害するものとなっている。福祉切捨てと、負担増の撤回を強く働きかける事を求める。

(3) 「逆立ち」 財政の抜本的転換を求める事

日本は、世界でも類を見ない「逆立ち」した税金の使い方をしている。公共事業に四〇兆円、社会保障に二十五兆円という異常な「逆立ち」財政が、国民のくらしを痛めつける根本にあり、歴代政府が大型公共事業の無駄遣いでつくった借金が、財政に重くのしかかっている。来年度予算も、国民の理解が得られない関西国際空港の新滑走路や三大都市圏環状道路、スーパー中枢港湾、などの大規模事業予算は大幅に伸ばし、諫早湾干拓、八ツ場ダムなどの無駄な大型事業も温存している。一方、住宅、下水道など、生活に密着した事業は8〜10%台の大幅減額としている。国民生活に展望を取り戻すためには、「逆立ち」した税金の使い方を大もとから改める事が求められる。

(4) 総額約五兆円の軍事費の削減を求める事

軍事費・防衛関係費は、軍事偵察衛星関連経費を含めて四兆八千七百四十八億円。政府は、安全保障会議で、「ミサイル防衛」システムについて、「日米共同開発」へ移行する事をきめ、千三百九十九億円を計上した。これは、米国の先制攻撃戦略の柱である重要な兵器開発に日本が踏み込む事を意味する。在日米軍駐留経費の日本側負担である「思いやり予算」は、二千三百二十六億円が計上された。毎年五兆円前後の軍事予算で、平和も脅かす軍事大国への道を突き進んでいる。一方、全事業所の99%を占める中小企業対策費は、千五百五十五億円。一般歳出に占めるの中小企業予算は、わずか0・34%、今年度より百七十五億円・10・1%も大幅に削減している。このような、国民生活よりも、日米軍事同盟を優先するあり方を改めるべきである。

(5) 「三位一体改革」の名による、社会保障の切り捨てや地方交付税削減を許さず、全面的な税源移譲を

「三位一体の改革」は、税源委譲と引き換えに国庫負担金の廃止・縮減と地方交付税の削減を狙うものである。地方交付税と国庫補助負担金の制度は、地方税とともに、地方自治体が本来の仕事を行う財源を保証するものであり、国の財政危機を理由にして、一方的に縮減する事は許されない。

政府に対して、地方への税源移譲を確実に図り、地方交付税を拡充するとともに、教育や福祉への財政責任を果たす事を強く求める事。

義務教育費の国庫負担金の制度を堅持し、生活保護費と児童扶養手当の国庫負担削減を行わない事を国に求める事。

(6) 更なる市町村合併の押し付けと道州制導入に反対し、真の地方自治確立に力をつくす事

新市、内海両町、沼隈町との合併に引き続き、神辺町との合併が議決された。特に、今日の合併は、小泉内閣と自治省が「合併は最大の行政改革」と述べているように合併特例債などの公共事業のバラマキや小規模自治体への交付金段階補正の見直しなど、アメとムチの誘導策で、県をもまき込んで強引に進められている。

その狙いは財界が求める、地方制度の反動的再編と、自治権の縮小であり、全国を一〇〇〇の自治体に減らし、道州制を導入しようという誘導である。また、最大の理由の一つは、国から地方への支出を減らす事で、総務庁は市町村が一〇〇〇程度になれば、四〜五兆円の財政削減ができると試算している。

「合併すれば、財政は楽になる」どころか、合併の算定がえ特例措置とその後の五年間を経て、十五年後には交付税は本来の額に減額され、逆にその地域全体の予算も交付税も、大幅に減るのは避ける事ができない。

本来、このような「市町村合併の押し付け」に反対し、地方自治と住民自治を守る事が求められているにもかかわらず、「福山市は合併の歴史」だとして、積極的に推進するあり方は認められないものである。

国、県はさらに市町合併をすすめ、道州制を導入しようとしている。

地方自治を破壊し、国、県の責任を大幅に後退させる道州制の導入に強く反対の声を上げる事。

さらに、次の諸点を強く求める。

- 1、「住民サービスの低下をきたさない」という公約を履行する事
特に福山市民は「建設計画」に基づく合併特例債の償還などで、負担のみを背負う事になり、市民負担の増大とサービスの低下をきたす事が予想される。そのため、全ての施策は「負担は軽くサービスは高く」の立場をつらぬく事
- 2、スケールメリットの名で職員定数の削減による住民サービスの低下をきたさない事
- 3、合併後、二十年間の財政状況試算について、明らかにする事
- 4、「中核市の姿が見えない」との、市民の批判の声がある
中核市移行にともなう財源の措置を国・県に強く求め、委譲された権限を使って住民サービスを低下させない事。
- 5、自治体の独自行政への、不当な国の干渉に反対する事
- 6、総務省の指示どおり住民の福祉・教育を犠牲にする「地方行革大綱」は破棄する事。また、職員給与など、自治体の自主的決定事項にたいする介入、干渉をやめさせる事
- 7、福山市神辺町地区行政推進員の報酬は費用弁償とする事

【一】福祉行政について

四年余の小泉政治のもとで、雇用・所得と社会保障の破壊が急速にすすみ、市民の暮らしはかつてない危機的状況にあります。とりわけ、所得格差、貧富の格差の拡大によって、膨大な低所得者層が生れつつある事は、日本の未来に暗い影を落としています。

わが国の自殺者数は、七年連続で三万人を超え、発達した資本主義諸国のなかで第1位という悲しい地位を占めています。

犯罪の増加や子どもを巻き込んだ残虐な事件、高齢者の虐待など、社会の荒廃化も一段とすすんでいます。

こうした事態は、強者を助け、弱者を挫くという、逆立ちした小泉「構造改革」の必然の結果であります。

住民福祉を増進させる役割を持つ福山市は、住民の生活実態に即した福祉行政の充実をすすめ、国に対しても、必要な改善を求める事。

【ア】介護保険制度について

介護保険制度実施から、5年余がたち、利用者が増加する一方、高すぎる保険料・利用料、深刻な施設不足と、入所待機者の急増、介護労働者の労働条件の悪化など、さまざまな問題が浮き彫りとなってきています。

この度成立した改定介護保険法は、こうした課題に向き合おうとせず、（1）軽度と認定された人に対し、家事援助など介護サービスの利用を制限する（2）施設の居住費・食費を全額自己負担とする（3）健康検査などの福祉事業を「地域支援事業」として、介護保険に組み込み、国の財政負担を減らす——など、国庫支出のいっその削減を目的に、負担増・給付減だけを国民に押しつける大改悪の内容です。

軽度者の必要な介護サービスを守る、施設利用者の実行ある軽減措置を講じる、「地域支援事業」に十分な公費を投入し公的責任を果たすなど、サービス切捨て・負担増から高齢者と住民を守るための施策が必要です。

そのため、次の事を求めます。

- （1）国庫負担をただちに二五％から三〇％に引き上げるよう政府に申し入れる事。
- （2）保険料・利用料を、支払い能力に応じた負担に改めるよう、政府に求める事。また、市の保険料減免制度の適用要件を緩和する事。
- （3）介護保険料の減免制度における、「貯蓄合計額」の要件を緩和し、使いやすい制度とする事
- （4）住宅改修費の支給（介護リフォーム）は、償還払いとせず、現物支給とする事。
- （5）「ホテルコスト」の名目ですべての人の利用料を値上げするのではなく、利用料を所得に応じた額に改める事
- （6）在宅サービスの利用限度額を抜本的に引き上げる事
- （7）在宅でも施設でも、安心して暮らせる基盤整備を行うため、国に対して、財政支援を強めるよう求める事
- （10）特養ホームなどの施設整備を、待機者が解消できるよう、抜本的に増設する事。そのため、高齢者人口の1・5％という、ホーム建設の参酌標準の押しつけをやめ、財政支援を政府に求める事
- （11）介護・医療・福祉・公衆衛生の連携をつよめ、高齢者の健康づくりをすすめる事
- （12）介護労働者の労働条件を守り、そこで働く人が、最低限の労働条件を確保し、必要な研修を受けられるよう、介護労働者の待遇を改善する事
- （13）高齢者施設での感染症予防マニュアルを実効あるものにするため、抜本的な予算措置を行う事

【イ】高齢者福祉行政について

1. 老人医療費無料化の復元を行うよう、国に対して要望する事
2. 広島県の老人医療費助成制度を廃止しないよう、県に対して要望する事。当面、本市で予算措置を講じ、所得制限を撤廃する事
3. あんま、マッサージ、はり、施術費の助成券は、年間十二枚以上交付する事。また、対象年齢を65歳以上に引き下げる事
4. 老人保健医療の一部負担金を撤廃し、無料化を実現するよう国に要望する事
5. 福山市長寿祝い金を七十五歳以上の、全ての高齢者に毎年支給する事。支給額を制度発足時に戻す事、

6. 老齢福祉年金の所得制限を撤廃するよう、国に対して、申し入れる事
7. 高齢者インフルエンザ予防接種料金を、無料にする事
8. お出かけ乗車券の交付金額を、抜本的に増額する事。また、支給対象年齢を、六十五歳以上、とする事。
9. 高齢者・障害者住宅整備資金の貸付制度について、貸付利率を引き下げる事
10. 家族介護慰労金の支給額を抜本的に引き上げるよう国に対して要望する事
11. バスの無料バス券制度をつくる事。
12. 保険適用で、本人にぴったり合った入れ歯がつくられるよう国に働きかける事。

【ウ】障害者・児福祉行政について

小泉内閣が先の国会で強行した障害者「自立」支援法が、来年四月から実施され、障害者の福祉サービス利用料の一副負担や、施設利用者の食費と医療費の全額自己負担が押しつけられようとしています。

この法律は、サービス利用は障害者が「利益」を受ける事だとして、「応益負担」にかえるものです。

手厚い福祉が必要な重い障害の人ほど重い自己負担を課し、サービスを利用しにくくする「応益負担」の導入は、障害者の自立を阻み、障害者の人権保障とノーマライゼーションの実現に逆行します。

以上の事を踏まえ、次の事を申し入れます。

1, 障害者自立支援法について

1. 国に対して、障害者自立支援法の「応益負担」を撤回するよう強く求める事
2. 障害者年金の改善など、所得保障制度の確立を行う事
3. 働く場、住まい、福祉など、地域生活の基盤整備を行う事
4. 国の「予算不足」を口実とした負担押し付けを許さず、障害者施策に必要な予算を確保する事
5. 「財政削減先にありき」の介護保険と障害者施策との統合は行わない事を政府に求める事。

2, 総合的障害者福祉法、障害者差別禁止法の制定

- (1) 難病、高次脳機能障害、てんかんなど「施策の谷間」でサービスが受けられない患者、障害者を含めた、総合的な福祉法を制定し、障害者施策の拡充を図る事。
- (2) 障害を理由にした差別禁止を実効あるものにするため「障害者差別禁止法」の制定を急ぐ事。

3, 「福山市障害者保険福祉総合計画」「障害者プラン」について

- (1) 必要な基盤整備を早急にすすめ、地域格差が生じないようにする事。そのために数値目標を明確にして取り組む事。国に財政措置を求める事。
- (2) 特に不十分な地域生活支援の基盤整備については、短期的に集中して整備の促進をはかるための特別措置を講ずる事。
- (3) ホームヘルプサービスを抜本的に強化し、重度障害者に対して二十四時間体制を目指し、当面一日三回、週二十一回を実現できるようにする事。
- (4) 障害者関係諸団体の意見要望を十分に反映し、充実させる事。

4, 働く権利の保障

- (1) 法定雇用率・納付金を引き上げるとともに、精神障害者への適用拡大と障害者の就労環境の整備を義務づけるなど、現行制度の見直しと新たな就労支援施策の前進を図る事。
- (2) 障害・疾患を理由にした不当な差別や解雇を禁止する事。
- (3) 地方自治体として、特別枠で障害者雇用の場を拡大する事。
- (4) 重度障害者のために通所授産施設などの福祉的就労の場を整備・拡充する事。
- (5) 削減した福祉タクシー券制度を、抜本的に増やす事

5, 小規模作業所に対する補助の拡大

- (1) 小規模作業所への補助金を抜本的に増額する事。
- (2) 小規模作業所づくりを援助し、指導員の賃金、家賃など運営費の補助や税金の減免、免除をおこなう事。

- (3) 障害者が通所するための交通費を全額助成する事。

6, 難病対策、医療制度の充実

- (1) 小児慢性特定疾患について、自己負担導入を中止し、全額公費負担を継続する事。「軽症者」を対象から外さない事。二十歳以上の患者に対する負担の軽減を図る事。
- (2) 難病患者の特定疾患治療研究事業について対象疾患を増やし、予算を増額するとともに全額公費負担にする事。難病相談支援センター事業に対する予算を増額する事。
- (3) ウイルス性肝疾患に対する医療費負担の軽減を図る事。当面、緊急の対策としてフィブリノゲン製剤が納入された可能性のある医療機関で94年までに治療を受けた事のある人のC型肝炎ウイルス検査を公費で実施する事。
- (4) パーキンソン病治療薬など諸外国に比べて数倍高い薬価を引き下げる事。
- (5) てんかんの専門医療機関の整備、相談・支援体制の充実を図る事。
- (6) カウザルギーなどの反射性交感神経ジストロフィーを、保険適用出来るよう、国に働きかける事

7, 障害者に対する所得保障

- (1) 学生の無年金障害者などへ「特定障害給付金」が支給される事になったが、すべての無年金障害者の救済を年金制度の枠内で解決し、特定障害給付金を障害基礎年金並に引き上げる事を、政府に求める事。
- (2) 障害者が自立して生活を送る事ができるように、障害基礎年金、各種手当を大幅に引き上げる事。

8, 精神障害者の地域生活支援

- (1) 障害者施策の中で最も遅れた分野である精神障害者施策の抜本的改善をはかる事。とりわけ、通院治療・生活支援施策・働く場の保障など、安心して暮らせる施策の充実を図る事。
- (2) 精神障害者が、地域で自立生活を継続できるように必要な予算措置をとる事。
- (3) 市民病院に入院施設を整備し、一時保護の充実に努める。
- (4) 精神障害者の社会復帰を援助するため、精神障害者地域生活支援センターを開設する事。福祉ホームや援護寮、中間施設等をつくる事。
- (5) 軽度、中度精神障害者への障害者年金などを創設するよう国に強く働きかける事。
- (6) 県の障害者医療費助成制度に、精神障害者を対象とするよう働きかけ、実現する事。
- (7) 通院医療費公費負担・精神障害者保健福祉手帳の申請窓口開設を周知徹底する事。
- (8) 精神障害と精神障害者に対する、正しい知識を普及する事。

9, 障害児の発達保障について

- (1) 発達障害者支援法にそって、診断・治療にかかわる医師など専門家の育成、「自閉症・発達障害支援センター」の設置、乳幼児健診や就学時健診での早期発見体制の整備などを推進する事。
- (2) 障害の早期発見・治療・発達保障のための発達クリニックや通所指導相談などを整備する事。
- (3) 専門的な教職員など必要な人員を確保し、学校、地域、福祉・医療など横断的な支援体制を確立し、一人ひとりの障害と発達に見合った就学相談・指導を充実する事。養護学校などの整備や「特別支援教育」に必要な予算を増額する事。
- (4) 学童保育をふくめ、障害児の放課後生活の充実を図る事。
- (5) 市民病院への小児神経科医をはじめ、専門医の配置、保健婦の増員を早急に図る事
- (6) 障害児の早期発見・早期対応の体制を充実させるために、現行の四ヶ月児健診に加え、七ヶ月、十ヶ月、一歳の健診制度を実現する事。はがきの通知、電話や訪問で把握するなど、健診漏れ、障害・疾病の発見漏れ、対応漏れないよう力を尽くす事。
- (7) 保育所、幼稚園における障害児保育・教育を一層充実させ、必要とされる設備の改善、職員の配置を行い、あわせて専門機関の援助、指導が十分受けられる対策を講じる事
- (8) 乳幼児期の障害児施設は、障害別による縦割り対応を改め、実態に即して全ての障害乳幼児を保育・療育できるシステムを確立する事。

- (9) 保健センターの中に、障害児・者の一貫して対応ができる窓口を開き、システムを確立する事。
- (10) 十八歳を越えた難病患者（小児特定疾患）も無料に制度を改めるよう国に求める事
- (11) 先天性代謝異常など、食事療法が必要な幼児が入所している保育所には、調理員を増員する事

10、教育の保障について

- 1、ひとりでも希望者があれば障害児学級を開設する事。特に希望のある中学校での実現を急ぐ事。
- 2、情緒障害児や、重度化している障害児学級への複数教員配置を実現する事。
- 3、普通学級に障害児が在籍している学校には、教員の加配を行う事。当面、介護指導員を配置する事。
- 4、「訪問教育」などの病弱児の就学補償を実態に合わせてきめ細かく行う事。
- 5、福山養護、福山北養護学校のバスの増配、専任職員の増員、温水プール建設など県に求める。
- 6、養護学校における「養護学校はいらない」などの特定の教育運動理論にもとづく教育実践を改めさせ、父母の願いに応える、障害の克服、軽減をはじめ、障害児の全面的な発達を保障する教育内容となるよう県に指導させる事。
- 7、障害児学級、学校の教育内容を豊かなものにするために、障害児教育の専門家としての力量を持つ教員の配置を図る事。
- 8、軽度の知恵遅れの、子どもたちのために、生活力、基礎学力、職業自立の力をつける教育・訓練期間の設置を図る事
- 9、障害児訓練施設への助成増額（国にも要求する）をはかり、訓練施設に通園している児童・生徒にタクシー券など通園補助を行う。
- 10、学校週五日制の完全実施にともない、障害児の地域、家庭での生活内容を豊かに膨らませる取り組みを行う事。
- ① 県の「社会参加支援事業」を拡充する事。当面、市として、事業の予算を増額し、拡充する事。
- ② 障害児学級の子どもに対する市としての事業を創設し、責任管理指導員の配置を図る。
- ③ 障害児の父母の合意を大切にして、要望を実現する事。
- ④ 関係行事、事業への送迎体制を確立する事。

11、情報アクセス権の保障

- (1) 障害者の社会参加と自立に不可欠な3種郵便物の低額制度、第4種郵便物の無料制度は、郵政民営化を理由に廃止の対象としない事。
- (2) 障害者が必要な情報を利用できるように、字幕や手話をつけたビデオ・DVDの製作、複製、送信などの著作権について法的整備を進める事。
- (3) 災害時の、障害者への情報伝達など避難体制の整備を進めるために、必要なガイドラインの作成や市町村への財政援助を行う事。
- (4) 講師やサポーターを養成し、障害者を対象としたIT講習に取り組む事
- (5) 視力障害者や聴覚障害者、聾啞者のコミュニケーションが円滑に行われるよう努める事
- (6) 手話通訳者や点字奉仕員の要請を積極的に行う事
- (7) 市役所の主要な部署や市民病院に手話通訳者の配置ができるよう計画的に増員を図る事
- (8) 市職員の希望者への手話通訳研修を行う事

12、バリアフリーの推進、社会参加の推進について

- (1) 役所などの公共の建物は、規模による除外規定を外して、ハートビル法によるバリアフリー化を義務づける事。既存の建物は計画的に改善をはかるよう指導を強める事。
- (2) JR福山駅に、エレベーターの設置を実現する事。
- (3) 交通運賃割引制度を、精神障害者を含むすべての障害者と介護者に拡大する事。100キロメートル制限を撤廃し、JRの特急・寝台料金も割引の対象とする事。
- (4) 障害者が安心して生活できる公営住宅を大量に整備する事。
- (5) 障害者総合スポーツセンターを交通の便利なところに建設を進め、温水プール、体育館、宿泊施設を設立する事。

- (6) 知的障害者の移動や社会活動への参加を保障する施策を実施する事
- (7) 知的障害者のガイドヘルパー制度を創設する事
- (8) 知的障害者専門のホームヘルパーを配置する事
- (9) 知的障害者の就労支援、生活支援の制度を創設し、グループホームを増設する事
- (10) 医療ケアを必要とする重症心身障害児・者の学校卒業後の通える場を保障する、重症心身障害児・者通園事業を創設する事
- (11) すこやかセンターで、障害の早期発見・療育・リハビリテーションに対応できるようにする事。また、スポーツ・レクレーション、職能・生活訓練など必要な設備を完備し、コミュニケーション・交流の場、憩いの場として総合的に活用できる、開かれたセンター作りをすすめる事
- (12) シニアカー購入や、改造、バッテリー充電など、維持費への補助を行う事
- (13) 緊急保護制度の拡充を図る。特に、重度障害者の専門医療体制を市民病院に整備する
- (14) すこやかセンターの喫茶室利用料を減免する事。働く精神障害者の休憩・交流室を整備する事
- (15) 治療上必要な眼鏡は、治療用装具として認定するよう、国に要望する事。

13、障害者の参政権の保障

- (1) 在宅投票制度の対象者拡大や手続きの簡素化など、いっそうの改善を図る事。
- (2) 政見放送に字幕をつける事を求める事。点字広報や点字記載の投票用紙を配布する事。
- (3) 投票時のガイドヘルパーの派遣や投票所のバリアフリー化などを進める事。
- (4) 投票時の障害者の安全確保のため、全ての小・中学校の体育館入口をバリアフリーとする事

【エ】生活保護行政について

生活保護行政について、以下の通り申し入れる。

1. 保護申請から決定までの期間は、二週間以内との原則を守る事
2. 生活保護申請の受理は申請書のみで受けつけ、申請書類等の書類を同時に添付する事を条件としない事
3. 資産調査のための包括同意書を求める事をやめる事。また、調査のための同意書の必要な場合には、提出先を明示し、必要最低限の調査のためにのみ、使用する事
4. 生活福祉資金の貸付限度額を引き上げ、誰もが利用しやすい制度に改善する事。また、原資を抜本的に増やす事
5. 生活保護申請の受けつけは、要件を満たした場合は、無差別平等原則に基づき、無条件で受けつける事を徹底する事
6. ホームレスを生まないための施策を講じる事。また、住所の定まらない人や、その事態に陥る可能性のある人は、申請者の居所を住宅地として、直ちに生活保護の適用を行い、住む家の確保の援助をする事。そのため、公営住宅を常時確保し、緊急時に対応する事。
7. 市として、一次宿泊施設等（シェルター）を設置する事
8. 通院のための必要な移送費の支給は、手続きを簡便にする事。また、県外の医療機関にかかる場合の要件を明確にし、必要と認められる場合には、移送費の支給をする事。
9. 治療材料費の給付を実施要領どおりに行う事。特に、必要と認められる治療材料について、実施要領の明示が無い場合も特別基準の設定等を、積極的に活用し、給付する事
10. 入院や手術が必要となった場合、安心して治療を受ける事が出来るよう、最低生活費の具体的な説明を行う事
11. 被保護世帯に対して、家電リサイクル法に基づく処分費用を支給する制度を創設する事
12. 居住地の貸借契約を締結する際や、更新の際に貸借人から求められる火災保険料を支給する事。また、新規にガスの供給契約を締結する際に求められる保証金を支給する事
13. 被保護世帯で、必要と認められれば、公衆浴場の入浴券を支給する制度を創設する事
14. 移送費や、住宅維持費、就職支度金等、必要な制度の周知徹底を図る事
15. 福祉事務所の定数を定める条例を制定する事。また、ケースワーカーの定数を大幅に増員し、定数は、被保護世帯六十五世帯に一人の割合とする事。
18. 最低生活保護基準の引き下げや、老齢加算・母子加算・障害者加算の廃止など、最低生活費の基準を下げないよう、政府に申し入れる事

【オ】国保行政について

(1) 高すぎる国保税を少なくとも世帯あたり年一万円は引き下げること

- ① 国の医療費負担を四五％に還元するよう政府に求める事
- ② 国保会計の黒字は、基金への積み立てや、予備費への積み増しや法的根拠のない内部留保（歳計剰余金）というあり方をやめ、税の引き下げに使う事。24億円の国保基金を取り崩して、ただちに国保税を少なくとも世帯あたり一万円の引き下げを行う事

③ 国保税引き下げの県補助金を出していないのは、広島県など16県である。県に対しても市町村国保会計への補助金を求める事。福祉医療波及分について、県からの支出を求める事

④ 一般会計からの繰り入れを大幅に増額し、国保税の引き下げや申請減免の財源に充てる事

⑤ 保険税の賦課方式について、応益割合は低くし、応能割合を高め、累進性を高める事

(2) 資格証明書や短期被保険者証の発行は取りやめ、市民が医療にかかる権利を保障すること

① 税の滞納を理由に資格証明書や短期保険証の発行はやめ、滞納者へも正規の保険証を交付する事。

② 被保険者が病気になった時には、ただちに国保証を発行する事

③ 子どもが病気になった時でも、滞納世帯には国保証を発行しないという、福山市のあり方は、人道上も許されない冷たい態度である。国保証は、無条件で発行する事

④ 資格証明書で医療を受けた際の医療費還付金について、滞納国保税への補てんを強要しない事。

⑤ 被保険者の生活実態や健康状況をよく把握し、心通うあたたかい納税相談を貫き、生活実態を無視した滞納分納誓約は行わない事

⑥ 生活保護世帯と同等、あるいはそれ以下の生活実態の世帯には、資格証明書の発行は、行わない事。

(3) 各種手当金の拡充や申請減免制度の拡充を図ること。

① 国保についても、傷病手当及び産前産後の出産手当金を出させるように政府に求め、当面福山市として実施する事

② 出産手当金、葬祭費の増額を行う事

③ 二〇〇三年一月より実施の新たな国保税減免要綱や、基準表による生活激変への対応に加え、生活保護基準の一三〇％ないし一五〇％までの低所得者に対して、税の減免が出来るようにする事

④ 一部負担金減免制度の拡充を図る事。前年度所得の五〇％激減条件を取り外し、生活保護基準の一三〇％ないし一五〇％までの低所得者に対して適用できるよう、実効あるものとする事

【カ】保育行政・子育て支援策について

国の政策として、国民の暮らしを支え、人間らしい生活を取り戻す政治、経済と社会への転換こそ、急激な少子化傾向に歯止めをかける道です。出産・育児と仕事の両立を保障するために、次の事を求めます。

- ① 公立保育所人件費の一般財源化を撤回するよう、政府に強く働きかける事。
- ② 公立保育所の民営化は行わず、保育のナショナルミニマム保障としての公的責任を果たす事。
- ③ 公立保育所老朽園舎の新築・改築予算を大幅に増やし、福山市の責任で整備をすすめる事
 - ・ 延長保育、一時保育の自主事業化をあらため、措置制度として拡充する事。
 - ・ 保育所・幼稚園の統廃合はとりやめ、就学前施設の数が多い利点を生かして、きめ細やかな子育て支援を行う事。
- ④ 市民の要望に応え、保育料の引き下げを行う事。
- ⑤ 産休明け保育、ゼロ歳児保育、障害児保育を引き続き前進させる。
- ⑥ 障害児保育補助金の減額は、元にもどして増額し、国に対して、一般財源化を撤回するよう求める事。実情にあわない国の職員配置基準を改善させるため、他都市とも連携して国へ働きかけをさらに強化する事。
 - ・ 保育士ひとりの受け持ち人数は、ゼロ歳児二人、一歳児三人、二歳児五人、三歳児十人、四・五歳児十五人に改善する事。当面、市としての改善をはかり、保育士を増員する事。「おおむね対応」は改め、乳幼児の人数が現行の保育士配置基準を超えた場合、ただちに加配する事。正規職員の保育士を抜本的に増員する事。
- ⑦ 小規模の保育所でも、年齢別の保育を確立する事。せめて、年長、年少のクラスを確立し、正規保育士を配置する事。
- ⑧ 0歳児保育、延長保育、夜間保育、障害児保育に必要な職員は、正規職員で保障する。
- ⑨ 夜間保育所の増設と、定員を増やす事。
- ⑩ 保育所の三歳以上、五歳児の脱脂粉乳給食を取りやめ、生乳にする事。また、米飯を含む完全給食とする事。
- ⑪ 私立保育所職員の待遇を改善する
 - ・ 私立保育所への調理員は、一保育所二名以上とし、その他に事務職員も配置する事。
 - ・ 障害児のための保育士加配を改善する。国、県にも障害児保育への拡充を求める。
 - ・ 認定から外れた障害児、症状未固定で認定されない障害児、多動など手立ての必要な課題のある乳幼児に対しても、医師や保健婦の所見に基づいて保育士加配をおこなう。
 - ・ 臨時職員にも、公立なみに期末手当が支給できるよう予算措置をする。
 - ・ 発達が「気になる子」のための障害児加配は、手帳の有無によらず、子どもの発達状況に応じて柔軟に対応する事。
- ⑫ 「地域子育て支援センター」事業を拡充し、全ての地域子育て支援センターに職員を配置する事
- ⑬ 保育所への125%の子どもの入所は、保育所の新設・増設で対応する事

子育て支援の充実を

- 1、 「子どもの権利条約」の批准に基づいて国内法を整備し、子どもの人権をどこまでも大切にするこの条約の趣旨をあらゆる施策に生かす事。
- 2、 乳幼児医療費助成制度の所得制限を無くし、就学前の子どもの医療費を完全に無料にする事。
- 3、 子どものアレルギー対策を充実させる事
- ① 市民病院にアレルギー研究センターを設ける。
- ② 保健センターで、市民病院と連携し、一貫したアレルギー対策に取り組む。
- ③ アトピー性皮膚炎と診断されている保育園児にたいし、給食の代替食品は公費負担とする。
- ④ 小学生のアレルギー疾患の実態調査をおこなう。
- ⑤ 除去食が必要な児童に対し、適切な指導、給食での対応ができるよう、一校にひとりの栄養士の配置と、給食調理員の定数基準を見直し、改善を国に要求する。実現するまで市単独でも対策を講じる事。
- 4、 健康弱者に対しては、国産米を用いる。保育所、学校、病院、老人ホームなどの給食には、国産米を保障する事。遺伝子組み替え食品や、原材料が疑わしい食品を使用しない事。
- 5、 誰もが安心して、休日でも使用できる施設として児童館の建設を行う事。
- 6、 家庭福祉員制度について
- ① 今日の保育要求の多様化や、地域における子育て支援で重要な役割を果たしている家庭保育福祉員を増員する事。
- ② 保育助成金は、受託児一人当たり三万円以上となるよう増額する事。
- ③ 削減した保育奨励金を元通り支給し、今後は増額を図る事。
- ④ 教材費、行事費の増額をする事。
- ⑤ 一ヶ所複数制を認める事。
- ⑥ 希望者の新規採用をおこなう事。
- ⑦ 「広報ふくやま」へ制度利用の呼びかけと共に、パンフレット・ホームページによる積極的な広報活動を行う事
- ⑧ 公立・法人立保育所との連携を行う事
- ⑨ 心身ともに健康で保育の意思のある福祉員については、六十五歳まで資格の延長をする事
- ⑩ 家庭保育福祉員の基本健康診断
- 7、 公立幼稚園の統廃合は中止し、小学校区内の公立幼稚園への通園を保障する事。公立幼稚園は、三年教育を実施し、時間も保護者の要求に応じて延長する事。遊戯室のない幼稚園は早急に設置する事。
- 8、 私立幼稚園への児童一人当たりの年間助成費を増額する。
- 9、 無認可保育所・幼稚園に対しては、国の最低基準を満足させる職員配置（有資格者）、施設等の条件整備を行うよう、指導・監督をすすめる事。
- 10、 母子、父子家庭への施策を改善する事。
児童扶養手当制度の父子家庭への適応ができるよう、所得水準を改善し、増額を国に求める事。
父子家庭への医療費助成制度について、「所得制限」の引き上げを行い、対象を広げる事。
- 11、 遺児年金や、交通災害死亡見舞金の増額や、交通災害見舞金を復活させる事。

【キ】女性施策について

1、各種審議会の女性参加率引上げについて、全庁的な取り組みを行う。当面三〇％目標の総達成を目指す。

特に、教育、福祉の分野については、ただちに三〇％達成をする事

2、女性の職業機会の拡大を目指し、雇用促進能力開発事業をはじめ、職業訓練の場の拡充、特に資格取得講座を増やし、就労条件の向上に努める事

3、女子労働者の実態を調査し、男女差別撤廃条約の趣旨を活用し、労働基準監督署、職業安定所、県等、行政指導機関と連携を密にし、問題解決に努める。男女の同一労働、同一賃金の実施など、雇用の場における男女差別解消を目指す啓発に努める事

4、労働基準法の改悪を撤回させ、女子保護規定を復活、強化させる事

5、女子高校、大学卒業者の就職への門戸を開かせる取り組みを緊急にこなう事

6、育児休業が、法に基づき「労働者の権利として確保」できるよう、全ての企業に適用や内容の充実を啓発指導し、女性が働き続けるための条件整備をおこなう事

7、介護休暇制度について、最低一年間の休養、回数及び対象拡大、賃金保障させる事などを国に働きかける事

8、子宮ガン、乳がんなどの女性検診は、無料化する事

9、骨粗しょう症を予防するための骨密度検査の方法を、成人基本検査から分離し、気軽に誰でも受けられる制度とする事。さらに、子宮ガン、乳がん検診とともに女性の三点健診として実施し、健診率を高める事

10、ドメスティック・バイオレンスについて

⑥ 相談窓口を充実し、二十四時間対応が行えるように相談員を配置する事

⑦ 一時的緊急避難施設・シェルターを増設し、民間シェルターへの運営費を助成する事

⑧ 被害者、加害者へのリハビリテーションや心理療法などに取り組む事

11、女性の人間としての尊厳をおかす、性の商品化に反対し、退廃文化の風潮に反対する世論形成に努力する事

12、中学生や高校生に対する性感染症の予防、教育を強化する事。

12、男女共同参画社会をすすめるための各種講座を開設し、女性問題を初めとする学習や社会参加の一層の促進を図る。啓発活動を継続的に行えるよう、予算措置を行う事

13、職場におけるセクシュアルハラスメント防止のマニュアルを作成し、各事業所での徹底を図る事。

二 医療・環境・衛生行政について

(一) 医療施策の拡充で市民の健康増進を

- 1、保健・医療法の改悪を撤回し、異常に高い日本の薬価と医療機器にメスを入れ、特に老人の医療に負担増はやめるよう国に強く働きかける事
- 2、入院給食は治療の一環として、元の無料に戻すよう政府に強く働きかける事
- 3、県の老人医療費助成制度廃止を撤回するよう強く働きかける事
- 4、健康・予防活動の充実・・・保険事業を国基準なみにとどめるのではなく、「老人保健法」に定める健診の無料化を図る事。疾病構造に即した地域での保健、予防、健康管理活動を強化する。そのため、市の東西南北の四カ所に市立保健所の設置をはかる。
- 5、救急医療体制の拡充
 - ① 市民病院に未熟児センターの開設をはかり、当面、市民病院の夜間救急体制を強め、小児夜間救急センター（第二次・第三次）の実現をめざし、小児科医を配置する事
 - ② 精神障害者、痴ほう老人の緊急入院受入れ病床を確保する事
 - ③ 市内に耳鼻咽喉科・眼科小児科の夜間救急体制を確立する事
 - ④ 救急救命士・高規格救急車の増員・増車を急ぐ事
- 6、医療費の負担軽減を・・・付添い看護料、差額ベッド代など保険外負担の解消につとめ、法外援護費の大幅増額、生活保護世帯など低所得者の保険外負担の解消をはかる事
- 7、全ての各種定期予防接種料やインフルエンザ予防接種を無料にする。乳幼児の予防接種については、はがきで各家庭に知らせる事
- 8、市民病院について、基幹病院としての積極的施策を推進する事
 - ① 公的医療病院として、最新鋭の医療機器の導入をすすめる事
 - ② 口腔外科・歯科を開設し、障害児・者や寝たきり老人の歯科診療の開設を図る事。また、今後、一層の需要が高まってくる寝たきり老人や障害児・者の訪問歯科診療科の開設をする事。泌尿器科、脳神経外科医の増員など、医師の確保を進める事
 - ③ 五百床以上の増床に向け、オープン病床などの特定病床について早期に実現を図り、さらに地域の特性に見合ったリハビリ病床、精神病床の増床を関係機関の合意を得て早期に実現する事
 - ④ 眼科の器材の更新や新鋭機材の導入を図る事
 - ⑤ 基準看護が名実ともにおこなわれるよう、看護体制の強化をはかる事
 - ⑥ 医師の研究機能を高め、医学・技術の進歩のための体制を整え、地域の医師、医療従事者の研修の場としての役割をはたす事。そのために、研究研修費の増額を図り、人事交流や海外研修、国内留学も行う事
 - ⑦ アトピー性皮膚炎やアレルギー疾患の相談窓口を開設し、治療・研究体制を確立する事
 - ⑧ 待ち時間を解消するため、事務部、薬剤部の増員を図る事
 - ⑨ 障害児・者のリハビリテーションも実施する事
 - ⑩ 病院給食の民間委託を撤回し、安全な食材を使用して、適時・適温給食へ一層の改善をおこなう事。駐車場の有料化はおこなわない事
 - ⑪ 福山市民病院付属神辺診療所、加茂診療所等の役割を高め、医療サービスを向上させる
 - 加茂市民病院、神辺町立病院が担ってきた老人に対する入院の保障や僻地診療などを継承し、公的病院の使命を一層自覚し、強化できるものとするため、有床診療所とする事
 - 眼科に加え、耳鼻科、小児科など特診日を設定するなど診療科目を増やす事。
 - 加茂、山野、田原、広瀬地域への出張診療、休日夜間診療、往診など地域に密着した医療サービスを一層強化する事
 - 所内に障害児・者やお年寄りのためのリハビリ、訓練施設を開設する事
- 9、エイズ対策を強める事
- 10、国のがん検診の補助金廃止を復活するよう強く働きかけ、大腸がんの計画検診の一層の拡充を図る事

- 1 1、 老人の差別医療、退院の強要を許さず、高齢者が長期入院になっても十分な医療、リハビリが受けられるよう国に求め、病院に対して適切な指導をする
- 1 2、 保健婦、訪問看護師を増員し、医療と結びついた訪問看護を充実させる事
- 1 3、 看護師不足を解消し、よい医療看護を提供する事
- ① 深刻な看護師不足を解消し、看護師の要請を大幅に増やすための看護学校の建設を早急にすすめる事
- ② 看護師の二交代制導入に反対し、労働条件の抜本的改善を図る事
- ③ 院内保育所、夜間延長保育への助成制度を確立する事
- ④ 看護寮などへの助成制度を拡充する事
- ⑤ 看護職員の学習研修を深め、質の向上を図ると共に、市民の健康を増進させる活動の拠点となる看護会館（ナースングセンター）の建設を促進する事
- ⑥ 「高校生の看護一日体験」に対する助成制度を検討する事
- ⑦ 看護学生の実習受入れ病院に対する援助策を講ずる事
- 1 4、 理学療法士、作業療法士、X線技師の養成機関の建設を県と協議してすすめる事
- 1 5、 医療施設を整備・拡充し、医療内容の向上と予防活動を前進させる
- ① 子ども病院（小児専門医療機関）の市内への建設を国、県に働きかける事
- ② 市内の夜間腎透析ベッドの増床をはかる。市民病院での夜間透析を実施する。透析食の復活を国に要求する事
- ③ 成人病、労働災害、職業病、交通事故など後遺症患者の社会復帰のための総合リハビリセンターの建設を検討し、県にも要請する事
- ④ ガン健診の受診率を高めるために、PRを強化すると共に、大腸がんの年齢拡大と、肝臓ガンの検診を新設する事
- ⑤ B型肝炎対策として、医師、看護への感染防止対策およびワクチンの接種費用の助成を国に要求する事
- ⑥ C型肝炎を難病と指定するよう国にはたらきかけ保険適用の枠を広げ、当面、インターフェロン治療による一部負担金を市が助成する事
- ⑦ アレルギー健診が無料で受けられるようにする。
- ⑧ 白血病健診を小学校から始める
- 1 6、 新感染症の検査体制の確立と、教育を進める事。

(二) 環境行政について

(1) R D F・R D F製造事業について抜本的対策として、次の事を実行する事

- 一、大量のごみを処分するあり方を抜本的に改め、ごみ回避、徹底分別による最少限度の焼却へ転換するため、関係自治体と協議を行う事。
- 一、技術的にも未確立であり、未解明の危険性を含むR D F・R D F発電事業の採用を政策的に誘導してきた国の責任でプラントの改善と保障をメーカーに指導する事を求める事。
- 一、指定可燃物とされたR D Fの危険性について、認識を深め、職員の安全確保、安全教育に万全の対策をとる事。

(2) 公害防止につくし、市民の健康を守るため、次の事を求める

1. 国の公害規制緩和に追従せず、公害発生源への嚴重規制をすすめる。
2. 「備後地域公害防止計画」について、現状と改善策、効果を明らかにする事
3. 産業廃棄物の不法投棄や、山間部への廃棄物処理場の新たな進出計画など嚴重に規制し、住民の立ち入り調査権を認める事。
4. 加茂町北山の深山川水系の水質調査を定期的におこなう事。
5. 届出規模以下の処分場を含め、産業廃棄物処分場の実態調査を県と協議しておこなう事。
6. 市内の酸性雨の観測点を設定する。
7. 大気汚染対策を強め、発生源での防止、原因者の責任を明確にする事。
 - 二酸化窒素 NO_2 の環境基準を強化する事を国に求める事。
 - 福山市の光化学オキシダント多発の原因を究明し対策を講じる事。
 - 降下ばいじんの測定地点を増やし、市民の被害の実態を調査する事
 - 浮遊粒子状物質（SPM）の発生原因を究明し、削減のための方途を明らかにする事。
 - ・ 環境基準を超えている地域の緊急対策を明らかにする事。
 - ・ 測定地点を増やす事
 - ・ SPMの成分分析を行い、発生源をつきとめ、対策を行う事
 - ・ SPMの発生源別割合を明確にする事
 - P M 2.5（微小粒子状物質）の測定を行う事

(3) 自然保護を強め、緑と水を守る。

- 1、環境保全の見地から林業の育成、水質汚濁、富栄養化防止のための総量規制の条例制定、海岸線の破壊防止などすすめる。
- 「環境にやさしい都市宣言」を実行あるものにするため、条令・規則を整備する。
- 2、芦田川などの野鳥の生息する環境を保全する。
- 3、福山市でオオタカなど、絶滅危惧種といわれる猛禽類の生存が確認されたが、福山道路や福山西環状線道路計画の環境アセスは、環境省が示している調査マニュアルの調査期間の二営業期間である一・五年を満たしていない。国に対して再調査と環境保全対策を求める事。
- 4、都市公園などを計画的に増やし、防災空間としても確保する。
- 5、河川や水路の改修にあたっては、「自然工法」を取り入れ、自然の浄化作用を生かし、ホタルなどの生息する清流を取り戻す事。
- 6、芦田川の水質を浄化するためにも、芦田川河口堰の堰を開く事が出来るよう、関係機関との協議を含め、研究検討を行う事。

(4) 動物愛護の精神を高め、生命尊重のまちづくりを進めるために

- ペットを生涯にわたって責任を持って飼育するよう、啓発活動を引き続き、行う事。

- 動物の「里親募集」など、飼い主を求める事業を継続して行う事。
- 犬猫の避妊手術への助成制度をつくる事

(5) ゴミの減量化とリサイクルの促進について

ゴミ問題の解決の基本は、ごみの“焼却中心主義”からの脱却を図る事です。
また、産廃の不法投棄に歯止めをかけるために、徹底した立ち入り検査を実施し、不法投棄のルートと関与者の解明、違反者はもちろん排出者の責任による撤去を実施する事が必要です。
同時に、ごみの発生を設計・生産段階から削減するために、「拡大生産者責任」を明確にし、自治体と住民に負担を押しつける、現行のリサイクルシステムを抜本的に見直す事が必要です。
これらの事をふまえ、次の事を実行する事

1. 政府に対し、ゴミ・産業廃棄物関連法の改正を求める事。

- ① 「循環型社会形成基本法」をはじめ関連法について
本来、「拡大生産者責任」や「デポジット」などが明確に盛り込まれる必要がありますが、製造・使用企業や財界の圧力で骨抜きにされています。この事が、不法投棄を生んだり、廃棄やリサイクル費用を消費者に転嫁したり、大量生産に拍車をかけています。
国に対し、実行あるものに改正を求める事。

2. 福山市の施策について

- ① 家庭ごみの有料化はしない事。
- ② ゴミの減量施策の先進地に学び、徹底した減量化、再資源化、無害化に努め、あわせて環境保全にも役立たせる事。
- ③ 家庭の不燃ごみ・資源ごみともに週一回の回収にする事。燃やせるゴミ回収は、週二回を三回に増やす事。再資源化を一層すすめる事。祝祭日については代替日をつくる事。
- ④ 市民団体などが回収した、古紙やビンなどを扱っている廃品回収業者への助成制度を拡充する。
- ⑤ 資源回収市民団体への援助金を増額し、回収運動の活性化対策を強化する。
- ⑥ デパート・スーパーなど関係事業所へ過剰包装の自粛を求め、実効をあげる。

3. ダイオキシンを発生させない体制を確立する

日本のダイオキシン汚染は、全国的なひろがりをみせ、深刻な事態になっています。ダイオキシン問題は、発ガン性なども指摘される有害物質であり、次代を担うこどもたちの健康に悪影響を及ぼすものとして、住民に大きな不安を与えている。

そのため、原因究明と健康被害の実態、発生の抑制を含めた総合的な対策を立てる事が必要です。

市民の生活環境や健康を守るため、ダイオキシンや化学物質の発生の実態解明に自治体として力を尽くす事が求められます。これらの事をふまえ以下の事を申し入れます。

- ① ダイオキシンの危険性を繰り返しわかりやすく市民に知らせる。
ダイオキシン類を発生させないために市民及び企業・事業所などへの協力と理解を得るよう全力をあげる。
- ② 塩化ビニール類などダイオキシン類発生と結びつく物質の製造・流通・販売・使用・回収などについて規制を抜本的に強化するよう国、県、関係業者、機関などに働きかける。
- ③ 市の物品購入の際、塩化ビニール類などダイオキシン類発生と結びつく物質を購入しないよう手引書を作り、徹底する。
- ④ 塩化ビニール類などダイオキシン類発生と結びつく物質を含む製品・品物には、見分けがつくようマーキングや成分表を義務付けるなど。関係業者・機関などに働きかける。
- ⑤ 塩化ビニール類などダイオキシン類を発生させないよう指導・監督を強め、廃炉・改良支援などその結果を市民に公表する事。

- ⑥ ダイオキシン類発生を常時監視するために観測体制を抜本的に強化する事。その結果を市民に公表する事。
- ⑦ ダイオキシン類の発生の多い廃棄物処理場などの現場で働く従事者の健康管理を行う事。人体への影響に関する調査をすすめ、母乳などへのダイオキシン濃度の調査を行う事。
- ⑧ J F Eでの廃プラスチックの高炉還元剤使用の状況について、ダイオキシン類やその他の化学物質の発生状況を把握し、公表する事。

三 教育行政について

政府・自民党は、今日の、教育の荒廃の原因を教育基本法に押し付け、その改悪を進めようとしています。また、義務教育の水準を維持するための義務教育国庫負担制度の廃止を狙うなど、教育に対する国の責任を大きく後退させようとしています。

教育基本法と子どもの権利条約を生かし、行き過ぎた競争と管理による教育のゆがみを正す事、子どもの発達と成長を中心に据えた改革を求めるものです。

(1) 教育基本法の改悪に反対の声を

- ① 政府に対して、教育基本法改悪に反対する声を上げる事を求める
- ② 義務教育国庫負担制度の堅持を国に求める事

(2) 「いじめ」や学級崩壊、校内暴力、不登校などの子どもと教育をめぐる状況は深刻です。

すべての子どもに、主権者としての必要な基礎学力、体力、情緒、市民道徳を身につけさせる教育への改革が求められる。

いま「学力の危機」ともいうべき深刻な事態が広がっている。全ての子どもに基礎的な学力を保障する事は、国民の根本的な教育要求であり、憲法と教育基本法が要請している学校教育の基本任務である。

次の点を文部科学省に求めると共に、市としても取り組みに全力を挙げざる事を求める。

- ① 子どもを一人の人間として尊重する「子どもの権利条約」を生かして、人間を大事にする事を教育の根本にすえる取り組みを進める事
- ② 二〇〇二年度四月からスタートした新学習指導要領は、競争を助長する一方で、「特色ある学校づくり」「通学区の弾力化」をセットですすめる事により、学校格差を政策的に作り出すものである。新学習指導要領の撤回と根本的な見直しを政府に求める事。
- ③ 子どもをもっぱら管理・監督の対象として扱う管理主義教育を中止する事。
- ④ 教師の「体罰」や人権無視の管理的「指導」は「いじめ」の大きな原因で、それ自体教師による「いじめ」である。一切の「体罰」否定の原則を学校教育に貫く事。
- ⑤ 教職員配置基準を改めて、教師が子どもたちに十分目配り、気配りが出来る教育の条件整備を行う事。
- ⑥ 学問の自由と教育の自主性を守り、研修の自由を保障する事。

(3) どの子にも確かな学力を

1、「臨教審路線」に反対し、「日の丸」「君が代」の強制をやめさせる。

・入学式・卒業式などでの「日の丸」「君が代」の強制をやめる。小、中、高校での「日の丸」常時掲揚は取り止める事。

・天皇制や軍国主義の美化、国家主義的道德教育、新教育課程の押し付けなどやめさせる。

・歴史の事実に対する教科書記述を改めるよう要求する。教科書採択は、教職員の専門的知識が十分生かされるものにする事。

2、三十人学級、少人数学級の早期実現を国・県に強く求める。広島県に「はばたきプラン」をすべての学年で実施する事を求める。

3、文部科学省や、県教委が「学力低下」の批判を受けて、その対策として「習熟度別による少人数指導」を進めている。広島県教委が打ち出した「はつらつプラン」は、学級を解体して習熟度別に授業を行うもので、クラス集団としてのまとまりがなくなる。担任とクラスの生徒とのかかわりが薄くなる。教師の多忙化が一層進む。などの問題が指摘されている。「はつらつプラン」は見直し、少人数学級の編成を進めるよう求める事。

4、生徒指導や「非行対策」は、「体罰」や力による管理主義的指導でなく、子どもの自主性や豊かな成長を後押しできるものにする。安易な警察介入を許さず、教職員の自覚的取り組みによる学校間協力、家庭や地域との連携を深め、問題行動の解決を図る事。

5、教職員の未充足の解消、非常勤講師の大量任用の解消を県に求める事
6、築後二十五年以上経過した校舎のうち、未整備のもの、校舎、小学校八十六棟、中学校四十棟、屋体小学校四十四棟、中学校十四棟（二〇〇五年度当初）について、児童生徒の安全確保の上からも、校舎改修を急ぐ事。国に対しては、予算の堅持を求めるとともに、福山市としても、校舎改修予算を組み、計画的に事業を進める事。

7、高校希望者全員入学を目指した入試制度の改善を行う事。学校・教師不信を引き起こしている推薦制度の取り止めを含め、現行の「入試制度」の見直しを求める事。

8、福山市で展開している中高一貫校は、受験競争の低年齢化をひきおこし、義務教育の複線化、新たな能力主義のもと、子どもたちに一層の差別と選別を持ち込む。このような部分的な中高一貫校の導入は見直す事。教育目標は、教育基本法に定める、人格の完成をめざした普通教育にあらためる事。空調施設にかかわる保護者負担をやめる事

9、授業時間確保のために行われているシラバスは、教職員の一層の多忙化を引き起こしている。
「評価のための評価」「授業内容の規制」ともいわれる状況を改め、教職員と児童生徒のかかわる時間を保障する事。

10、2002年4月1日の県教委通知「教職員の勤務時間管理の留意事項」では、「所属長は、勤務時間管理者として、勤務時間の始期及び終期の確認に留意し、その適正な管理に努める事」としている。管理者の責任として、この通知の周知と、勤務時間の始期、及び終期の確認、記録に取り組み、勤務実態の把握を行う事。労働安全衛生体制の充実を求める

11、教職員の多忙化を作り出す結果となっている公開研究授業のあり方や取り組みについて改善する事
12、学力向上地域支援事業の廃止を明確に示す事。

(4) 不登校、登校拒否児童・生徒の急増について、学校・家庭・教育行政の総力をあげて打開策に取り組む。
1、学校現場での取り組みを強める。

① 不登校の児童生徒の実態を把握し、一人一人に温かい援助を行う。
② 父母からの相談に親身に、適切に対応する。

(5) 学校五日制の完全実施にともない、真にゆとりのある教育を実現する。
1、教育課程の抜本的見直しをはかり、真にゆとりのある教育を実現する。

2、休校日における子どもの自由で安全な生活、活動を保障する条件の充実をはかる。とりわけ児童館の計画的設置を図る事。

3、学校施設開放にともなう専任管理指導員を配置する。
4、放課後児童クラブの充実で子どもたちに豊かな放課後を保障する事。

① すべての小学校区に放課後児童クラブを開設し、プレハブ教室の解消、施設の充実を図る事。
② 利用料を同一世帯二人目から無料にし、減免制度を拡充する事。

③ 長期休業日も含め開設時間をさらに延長する事。
④ 希望する場合、四年生以上の児童も入会できるようにする事。

⑤ 四〇人以上の大規模のクラブは複数の教室にする事。
⑥ 指導員の配置基準を児童数、障害児の実態などに応じたものにする事。最大三人の配置基準をなくす事。

⑦ 全てのクラブに空調施設を整備する事。

⑧ 山手小学校放課後児童クラブの事故を教訓に施設の総点検を含め、安全対策を充実させる事

(6) 安全でおいしい栄養豊かな学校給食を。

1、病原性大腸菌O-157をはじめ、食中毒への衛生予防体制を確立する。
2、栄養士の全校配置を図る。特に県費栄養職員は、ただちに現場配置をする事。
3、統一献立から自校献立に見直しを進め、国産はもちろん、地場の食材を取り入れるようにする。
4、給食トレーの使用を復活させる。

- 5、食材保管用の冷蔵庫を全校に配置する。
- 6、育ち盛りの中学生に完全給食を実施する事。
- 7、米飯給食への補助金打ち切り撤回を国に求めると共に、回数を増やす事。
- 8、遺伝子組み替え食品を学校給食に使用しない事。

(7) 教育費の父母負担軽減。

- 1、大学、公立高校授業料の値上げをやめる事。授業料免除の制度拡充を国・県に求める事。
- 2、教育予算の大幅増を国・県に求め、市としての予算を増額する事。クラブ活動や不足する備品消費費がPTA会費から捻出されていたり、用紙代など学校事務費の一部を父母負担させている事は筋違いであり、事務費などいかなる名目の父母負担もただちに止める。
- 3、学校給食予算を増額し、食材補助制度を創設する。
- 4、就学援護費については、市の認定基準や申請のあり方をさらに改善し、受給枠を広げる事。保護者や学校に対して周知徹底を図る事。
- 5、広島県の高校奨学金制度、市制度を拡充する事。
- 6、日本育英会の奨学金制度改悪撤回を求め、組織の縮小・廃止に反対する事。
- 7、PTA等への課税に反対する事

(8) 子どもたちの安全確保について

- 1、中学校への緊急通報システムを整備する事
- 2、職員室から正門が死角となる小・中学校へ、防犯カメラを設置する事
- 3、安全専門員・学校警備員など人的配置をする事
- 4、教育の専門家として、教職員が日常的に子どもと十分向き合う事ができる条件整備を急ぐ事
- 5、地域・学校関係者の連携した取り組みを行政として積極的に支援する役割をはたす事
- 6、安全対策に必要な財源措置を国・県に求め、市独自でも予算措置をする事

(9) 春日池に至る道路に緊急に夜間照明施設をさらに増設し、安心して通学できるようにする事。

(10) 日吉台小学校に通う小学校の通学路が安全なものになるよう、蔵王ハイツから日吉台にいたる通路拡幅をおこなうなど、緊急に改善する事。

(10) 春日宇山から春日小学校への通学路の整備をする事。

(11) 学校施設の改善・・・老朽校舎の改築、過密校・プレハブ教室の解消、グラウンドの拡張、体育館・特別教室の拡充、全ての中学校へのプール建設。屋外トイレの設置など、学校施設の計画的な改善をすすめる。

- 1、全ての学校施設の耐震診断実施と耐震化工事を計画的にすすめる事
- 2、児童・職員トイレを男女別に分離して整備する事。
- 3、児童・生徒用の男女別更衣室を早急に設置する。特に、中学校への設置を急ぐ。
- 4、すべての学校に、教職員の更衣室を男女別につくる。休養室と温水シャワーを設置する。当面、更衣室と休養室は空き教室を有効利用し、充実させる。
- 5、教室・廊下の床は、Pタイルから木材を使ったものに替える。
- 6、教室への暖房器・クーラーなどの設置を計画的におこなう事。
- 7、小・中学校のカーテン・暗幕のかけかえをすすめる事。
- 8、緑丘小学校等、特別教室の不足している学校への整備を急ぐ事。
- 9、体育館のスクリーンを電動にする事
- 10、誠之中学校の体育館入口スロープの整備と、新涯小学校周辺の通学路の安全対策を抜本的に強化する事

(12) 学校図書館を充実させ、子どもたちの読書力を強める指導の体制強化を図る事。

- 1、学校図書蔵書数を計画的に増やす事。子ども一人あたりの蔵書数をさらにふやす事。
- 2、県に学校図書室への司書の配置を求め、市としても独自に配置する事。
- 3、パソコン教室との併用は早期に解消し、図書室を確保する事。開室時間を長くする事。

- (13) 教職員の公正な採用、自主研修を保障し、市負担の事務職員を県負担に切替えるようつとめる。
- (14) 日本体育学校健康センターの災害給付の充実と適用の拡大を図る。
- (15) 県立普通高校の新設、私立助成の拡大を県、国に求める。
- (16) 養護教諭の全校複数配置をめざし、配置基準の大幅改善を国・県に要求する。当面、児童・生徒五百人以上の学級に早急に配置する事。保健室を頼ってくる児童生徒の心身をしっかり受け止め、健全な成長を支えられるよう、機能の向上、条件整備を行う。
- (17) 事務職員を配置基準どおりに配置する事。
- (18) 「福山市研修センター」は、教育センターとしての機能を向上させ、各教科の専門的研究、実験、実習を伴う研究、研修が出来る機能をもたせて発展させ、「総合教育センター」を設立する事。
- (19) 公民館の機能を高める事。
 - 1. 公民館、コミュニティセンター・館との事業の一体化を取り止める事。
 - 2. 公民館に押し付けの地域人権学習などをおこなわせる事は止める事。
 - 3. 公民館長の待遇を、館長にふさわしいものに改める。
 - 4. 公民館主事の夏・冬の一時金を増額する事。
 - 5. 老朽化した公民館の改修、建て替えを計画的におこなう。公民館主事の採用は「嘱託職員の採用の内規」を厳格に守る事。

四 建設・都市行政について

【ア】生活基盤整備を優先し、住民参加で快適な生活環境を形成し、魅力あるまちづくりを

(1) 新しい都市基盤整備を民主的にすすめる

- 1、政府、財界がすすめる大企業本位の「民間活力導入」政策、大規模開発優先政策に反対し、自治体へのまちづくり財源と権限の拡充を国に要求する事。
- 2、地域開発・港湾整備計画は、財界のシンクタンクや民間コンサルタントに安易に頼るあり方をあらため、計画の段階から住民参加を保障する。港湾の計画も同様の対応をおこなう事。
- 3、再開発・都市基盤整備は、大企業本位・財界の「民活」型開発への批判的見地を据え、大企業の乱開発を許さず、住民の利益と地域・地場産業の発展に役立つものとして計画し、公開と市民参加ですすめる。大手デベロッパー主導の町づくりとしない。
- 4、市街地の再開発事業は、地元関係権利者の負担軽減、特に弱小権利者の保護などを配慮してすすめる。従前居住者用公的住宅の建設や、再開発ビルの規模を民主的に適正に設定する事を重視する。
- 5、「まちづくり委員会条例」を制定し、都市マスタープランの作成、重要な基幹的計画や施設建設、道路建設、地域の町づくり計画に課題ごとに関係市民と公募委員、専門家による「まちづくり委員会」を組織し、素案、計画の段階から市民参加と住民合意ですすめる。
- 6、福山市の交通政策について、福山地域都市交通円滑化推進計画策定委員会により「パーク&レールライド交通社会実験」「中心部レンタサイクル交通実験」等の教訓を生かし、公共交通の利用、マイカーの中心部への乗り入れ規制、公共交通のあり方、企業への時差出勤の要請などの対策をとる事。
- とりわけ、廃止が予定されているバス路線について、地域特性に応じた道路運送法の4条、21条や80条等を活用した公共交通計画の策定、実施により、過疎地域、交通弱者の交通手段を確保する事。
- 7、モータリゼーション中心の交通政策、石油中心のエネルギー政策から、鉄道・バス・路面電車・船舶などの公共交通機関中心。環境に優しいエネルギー開発への政策転換を政府に迫る事。
- 8、住民が反対している福山道路、福山西環状線など自動車高速道や福山・沼隈道路建設計画は白紙撤回する事。事業説明会は住民合意をつらぬき、住民の疑問に誠実に応え説明責任を果たす事。事業説明会が終わらない段階でなしくずしの現地測量等を進めない事。
- 9、渋滞解消のため既存道路の拡幅、右車線専用道・橋の増設、立体交差など改良・改善をすすめる事。
- 10、鞆港の埋め立て・架橋計画は撤回し、住民参加で住環境整備を進め、歴史的景観を保全する事。重要伝統的建造物群の指定申請は、鞆港埋め立て架橋計画と分離して、急ぐ事。
- 11、「景観法」が2004年12月に制定され、その目的に、「わが国の都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定その他の施策を総合的に講ずる事により、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造および個性的で活力ある地域社会の実現を図り、もって国民生活の向上ならびに国民経済および地域社会の健全な発展に寄与する」としています。中核市である福山市は、景観行政団体として景観計画を定める事ができるとしています。自然景観・歴史的景観を守る景観条例を定める事。
- 12、市内河川への流入量を増やし、清流を生かしたうろのおいのある町づくりをすすめる事。
- 13、港町の水路改修計画は住民の意見を取り入れ計画を推進する事。
- 14、電線の地中化を促進させる事。
- 15、建築基準法の日照基準を強め、近隣商業地域も適用するよう政府に改善を迫る事。
- 16、ラブホテル建築規制条例をつくる事。
- 17、競馬場の場外馬券売り場の増設や、船券売り場・サッカーくじ売り場の設置など、新たなギャンブルの拡大はやめる事。
- 18、防犯灯を大幅に増やすために、設置費補助制度をつくる。

(2) 生活環境整備優先で快適な住環境に

- 1、生活環境整備で快適な住環境に

- ① 生活道路のいたみ、破損の補修、舗装を急ぐ事
 - ② 幅の狭い歩道の拡幅、段差の解消、歩道の中の歩行障害になっている電柱は移動させる事。ガードパイプ、ガードレールを設置し、市民が安全に歩行できるようにする事。
 - ③ 児童の通学路の安全対策の強化をはかる事。
 - ④ 交通事故防止のための諸施策を遅滞なく、すすめる事。
 - ⑤ 各地域の下排水・用水路の改修整備優先（特に御幸、曙、川口一帯）にとりくむ事。
 - ⑥ 市内中心部の商店街に公営駐車場の増設をはかる事。
 - ⑦ 新涯大橋に歩道の設置を行う事。
 - ⑧ 水呑、洗谷交差点の改良、山手橋の架け替えの早期実現で交通渋滞を解消する事。入江大橋付近については、天当神社付近の産業道路より一文字堤防に向けて架橋し、交通の分散化を図る事。
 - ⑨ 松浜町一丁目、入船町二丁目、住吉町、南町などの風俗営業などの「客引き」「声かけ」「駐車違反」などが周辺の住民の生活環境を壊している。これらへの対策強化を関係機関と連携して強める。住民の苦情や情報を受けつける窓口を設置する事。
 - ⑩ 雨水保留池の確保を計りながら、深側溝の解消を行う事。
 - ⑪ 水路転落死亡事故防止のため、水路の蓋かけ、ガードレール、ガードパイプの設置など安全対策を行う事。
- 2、市営住宅をはじめ、良質ですみよい住宅作りを推進する。
- ① 政府に対し、借家の期限がきたら自動的に借家から追い出されたり、中途解約できないなど、借家人の居住の権利をうばう「定期借家制度導入法」の撤回を求める事。
 - ② 低家賃公営住宅の増設を進める事。とくに市中心部へという市民の要望にもこたえた計画策定をする。公営住宅に単身者用、障害者・老人向けを増やす。また「借り上げ」住宅制度もつくる。
 - ③ 若者向け低家賃住宅の建設と家賃補助制度を作る。
 - ④ 市営住宅の収入住居制限を大幅に緩和する。低所得世帯への減免制度を拡充する事。
 - ⑤ 市営住宅の高齢入居者には、異常が察知できる緊急通報システムをつくり、一人暮らしでも安心して住めるようにする。
 - ⑥ 老朽化住宅の建て替えを居住者の同意を得て進める。
 - ⑦ 市営住宅の電力容量アップ化・集中アンテナ化・屋上の防水工事・結露防止対策などに積極的に取り組む。木造や建て替え計画のある市営住宅の老朽化に伴う修繕もきちんと行う。
 - ⑧ 家賃減免制度の新設と住宅ローン減税の拡充を国に要求する。
 - ⑨ 住民本位の町づくりを推進するため、住民がみずから選定する専門的な「まちづくりコンサルタント」への公的な援助策を確立する。
 - ⑩ 借地・借家人の既得権を擁護し、発展させる。借地・借家人をおびやかす底地買いに、必要な規制を加えられるようにする。高齢世帯・単身者世帯・母子家庭などを不当な借地・借家条件から守るよう対策をとる。
 - ⑪ 住宅貸付金制度は、限度額や貸付枠を増やし、利率の引き下げなど、貸付条件を改善する。
 - ⑫ 公営住宅建設の国庫補助金・補助率を高めるよう政府に迫る事。
 - ⑬ 公営住宅法の改定にともない、自治体の裁量権を生かし、次の事を具体化する事。
 - ・ 地域係数、近傍同種家賃の設定などに創意を生かし、家賃値上げの抑制に努める。
 - ・ 家賃の減免制度を拡充し、居住者への周知徹底を図り、安心して居住できるよう特段の配慮をおこなう。
 - ・ 「収入超過者」等に対しては、個々の実情を考慮して、明渡しや追い出しを強要しない。
- ⑭ 高齢者特定有料住宅への家賃補助制度をつくる事。
- 3、上・下水道の整備促進をはかる事。
- 公共下水道整備を促進し、市民の下水道使用料を低料金に抑える。
- ① 下水道建設に当たり、施工にあたって無理のない工期を設定し、振動・騒音、家屋被害などへの対応に万全を期するよう努める。
 - ② 特に、市街化調整区域などへの農業集落排水事業・個別の合併浄化槽整備などへ住民が選択できるような情報を公開し住民参加で水浄化、排水システムづくりをすすめる事。また維持管理費・検査費などの負担を

軽減する事。

- ③ 公共下水道国庫補助率、補助対象を拡大し、低利長期の政府資金導入など国への働きかけを強める。
- ④ 下水道の初期投資起債の償還額は、一般会計から貸付、下水道事業の利息負担を軽減する事。
- ⑤ 下水道国庫補助率、補助対象を拡大し、低利長期の政府資金導入など国への働きかけを強める事。
- ⑥ 下水道使用料は市民生活と中小企業には低料金とする事。市民税非課税世帯も減免対象とするなど使用料の減免額を引き上げるとともに、公的施設や保育所、老人世帯、母子家庭世帯なども対象とした減免制度の拡充をはかる事。

4、市民に、安全で安くて良質な水を安定的に供給する。

- ① 水源、浄水場、配水池、給水栓における水質監視、水質検査に万全を期する事。
- ② 水源の汚染防止、ビルなどの地下水くみ上げの規制、工業用水やビル用水の浪費を防ぐとともに、クロージドシステムなどリサイクルによる有効活用を図る。また、海水の淡水化の開発をすすめる。
- ③ 飲料水の未給水地区の解消を急ぎ、助成を強める。
- ④ 水道料金は低料金に抑え、低所得世帯への減免制度の拡充をはかる事。
- ⑤ 公的施設や保育所、老人世帯、母子家庭世帯なども対称とした減免制度の拡充をはかる事。
- ⑥ 生存権にかかわる、水道料金滞納世帯への給水停止はおこなわない事。
- ⑦ JFEなど大企業への工水の価格を引き上げ、余剰金をつくって第六期拡張計画などの財源に充てるとともに、八田原ダム建設にともなう上下水道会計の維持管理費や減価償却費の負担を軽くする事。また、第六期拡張計画の見直し、国庫補助の増額を国に要求する事。
- ⑧ 八田原ダムの操作マニュアルを改善し、たん水に余裕をもたせ、渇水時の水の供給を安定化させる事。
- ⑨ 共同住宅および二世帯住宅などの、水道料金の割引制度の周知徹底を図る事

【イ】災害対策

かつての阪神・淡路大震災をはじめ本年には新潟県中越地震が起きている事からも教訓を生かした対策が急がれる。世界に類例を見ない地震国・日本で国民の生命と財産を守る対策は急務となっている。そのために、①地震に強い国土作り、都市づくり、②消防能力等地震発生時の即応体制、③観測と予知体制の抜本的強化の3つを柱とする総合的で抜本的な対策を国家的プロジェクトとして進める事。また、これを法的に裏づけるために、「震災予防法」「大都市防災対策特別措置法」制定を求める事。「東南海・南海地震に係る地震対策の推進に関する特別措置法」にもとづき、福山市は県内とともに指定地域となり、対策が求められる。国に対し必要な予算措置を強く求める事。さらに、以下の諸点について、国、県に要求し、市として対応を迅速に行う事。

1、震災に強い国土作り、町づくりを進める事。

① 政府に耐震基準の抜本的見直しを求め、高速道路、橋、新幹線の橋梁など既存の大型建築、建造物の総点検と、補強工事を求める事。

② 主要な建築構造物の総点検を

震度7の直下型地震に耐えられるよう耐震基準（現在震度5）を見直し、学校や市営住宅・病院など全ての公共施設、水道・ガス管などと、現在建設中の大型プロジェクトなど、安全性の面からの総点検を直ちに実施し、必要な補修、回収、計画の見直しを行う事。

③ 電力、水道、ガス、通信等ライフラインの地下共同溝化を検討し、早急に対策を取る事。

④ 液状化の被害に備え、学者・専門家も加えたアセスメント（影響評価）を行い、対策をとる。田尻沖の人工島などの開発は見直しを。

⑤ 急傾斜地（崩壊危険区域）が1429か所【2004年度】、土石流危険渓流などの災害対策を強め、老朽ため池の改修を急ぐ事。小規模復旧事業の予算増額を県に求めるとともに、市も増やす事。

⑥ 災害危険箇所を示した防災マップを全世帯に配布する事。

⑦ 石油コンビナート、シルト層上の箕島工業団地などの防災対策を特別強化する事。

⑧ 人口密集地において、防災拠点や避難場所、公園・緑地を増やす事。

2、震災地等の即応体制の抜本的強化を。

① 消火施設。体制の抜本的強化を。

国の消防力基準の緩和を撤回し、現在、消防職員数の、充足率は七十四％で、火災と救急に同時に対応できない消防署さえもある。また、耐震防火用水も現在五基しかない。計画的に増やす事。職員増をはじめ、消防職員を抜本的に強化し、平時から震災への対策をとる事。県に補助を求め、国へも補助金的大幅上げを求める事。消防署所も、充足率も88、2％で合併により、広域化になっている。常備消防体制の整備のため増設を行う事。

② 消防団員の処遇を改善する。消防器具の点検。整備や訓練についても手当を支給する事。

③ 消防団器具庫の用地確保について、市の予算をつける事。

④ 災害救助法による食料、衣類・寝具、医療などの給付水準を引き上げる事。仮設住宅設置を迅速かつ十分に行えるよう分散備蓄する。

⑤ 停電や電話が途絶した場合でも情報を正しく伝えられるよう、防災無線などを充実させる。

⑥ 救急体制を強化充実させる

3、地震観測と予知の体制を強化する事。

① 政府に、福山測候所に職員配置を求める事。

② 深井戸式地震計、海底地震計、体積ひずみ計、GPS（全地球測位システム）などの総点検を行い、市民に公表するとともに対策をとる。

4、大雨時の災害対策を強める。

① 市内各地の水路の越流地点の総点検を行い、水路の改修、護岸、路肩の改修やかさ上げを早急に行う事。

② 水路のヘドロ、河川の堆積土砂の除去を定期的に行う事。

③ 町内会や消防団と協力し、砂袋、交通遮断ゲート等の配置を迅速に行う事。

④ 古くなっている農業用井堰の改修を進める事。

- ⑤ 松永羽原川の排水対策を抜本的にすすめる事。松永町上之町の危険地域の防災対策を急ぐ事。
 - ⑥ 手城川（二級河川、県管理）の高潮時のあふれによる浸水被害を防ぐための流域治水対策事業の振興を急ぐ事。
 - ⑦ 津之郷の排水体制を強化して、大雨被害の解消をすすめる事。
 - ⑧ 軺町原地区の浸水を防ぐ抜本対策のため、原漁港の整備を急ぐ事。地下遊水池建設・強制排水ポンプ設置を早急に行う事。道路や敷地下の土石が海に流出し、空洞化が懸念されます。早急な調査、対策をおこなう事
 - ⑨ 浸水地域の逆流防止弁を早急に設置する事
 - ⑩ 新涯地域の護岸の嵩上げをおこなう事
 - ⑪ 内海町の県道の損壊について、現状復帰にとどまらず、道路改良を緊急におこなう事。また護岸に欠落や空洞のあるところは損壊の危険性があるので、合わせて改良する事。南西、南東の強風が当たるところは、県道沿いに消波ブロックを設置し、道路損壊を防止する事。
- 5、災害被災者への支援助成制度の拡充について
- ① 被災者の相談窓口を設置する事
 - ② 緊急支援費制度は、無担保、無保証人、無利子の融資制度に拡充する事。（利子補給、保証料免除の手立てをとる事。）返済期間を長期に改善する事
 - ③ 災害見舞金の金額を引き上げる事
 - ④ 床下浸水についても、支援の対象にする事
 - ⑤ 消毒薬の散布は、保健所の専門家でおこなう事
 - ⑥ 単身世帯や高齢者世帯の、床下の掃除など援助する事
 - ⑦ 災害ゴミの収集は、事業系ごみについてもおこなう事
 - ⑧ 国の被災者生活再建支援法について、水害、土砂災害、地震災害などすべての自然災害を対象にしたものに拡充する事
 - ⑨ 国に対し、住宅再建支援制度の創設を求める事
- 6、アスベスト対策について
- ① 早急に、全ての石綿の製造・使用等の全面禁止、在庫回収、安全除去などの被害防止対策、被災者救済等の総合対策を行うよう国に要望する事。その際、国や加害企業の責任を明確にし、被害者の労災補償や療養費など救済を万全に行う事と、被害拡大の防止策の徹底を求める事。現在も、モルタル混和材として、大量使用が懸念される白石綿（クリンタイル）についても、緊急回収、万全の対策を求める事。
 - ② 石綿使用建築物の調査、解体、撤去作業等について。
 - イ、公共建築物の解体にあたっては、住民説明会を行い、周辺住民が石綿被害にあう事のないよう、徹底した対策を講じる事。
 - ロ、「石綿障害予防規則」に基づき、解体業者、施設関係者に対する教育・指導の充実・強化を行う事。
 - ハ、1000平方メートル以下の建築物や、一般市民の住居も含む民間建築物の調査、解体、撤去等に対する助成制度の創設を国・県に要望するとともに、市としての助成制度も創設する事。
 - ニ、市として、一般市民の住居も含む民間建築物の相談窓口を設置し、目視による確認作業や検体調査に取り組む事。
 - ホ、「リフォーム詐欺」同様の「アスベスト詐欺」などについて、高齢者世帯などが被害にあわないよう、広報・相談体制を充実させる事。
 - ③ 石綿肺や中皮腫にとどまらず、石綿に関するすべての健康被害者を、長期にわたり救済する新たな救済制度を早急に実現するよう国に要請し、市として出来る限りの取り組みを進める事。
 - イ、肺がん・中皮腫の死亡の事例と件数を調査し、実態を把握・公表する事。
 - ロ、市として、健康診断や健康相談に取り組み、希望者については、胸部CTなどを気軽に受けられる体制を作る事。
 - ハ、市民病院に、アスベスト肺を診断・治療できる医師の確保や養成に力をつくす事。

【ウ】公正な入札・契約制度

(1) 暴力団および、その関係者の公共事業への介入や不法行為を許さず、公正明朗な契約制度の確立で談合を排し、適正な発注と施工を確保する事。下請業者の保護を徹底させる事。

当面以下の改善を求める。

1. 暴力団とその関係者の排除について

イ・福山市建設工事暴力団対策要綱を実効あるものにするためには、司法機関との密接な連携はもとより、市民や建設事業者（下請を含む）が被害の実態を関係機関に安心して報告できる体制をつくる事である。（報復措置を受ける心配を取り除く）

ロ・市民や業者からの「通報待ち」にとどまらず行政が特別のプロジェクトの体制をつくり情報収集をおこなう。

2. 談合をなくし、公正、明朗な入札、契約制度について

イ・公開入札の実施

ロ・最低制限価格の事前公表

ハ・条件付一般競争入札の拡大

ニ・郵便入札の導入

ホ・抽選方式入札制度の導入

3. 下請業者の保護

①福山市の工事請負契約には、施行体制台帳の提出が義務付けられ、◎下請け代金額、◎下請負部分の工事内容、◎主任技術者の名前、◎技術者資格等を記載する事になっている

この厳格な実施とともに、公共工事の施工にかかわる「監督員」や「工事検査員」が下請け業者や現場の作業者などから、工程管理だけでなく、下請け単価の適正な履行や下請負契約の内容（支払方法）についても指導、監督をおこない、下請けが不当な扱いをうけないようにする。

② ◎下請け代金の支払期日を定める義務、および遅延利息の支払い義務◎下請け代金減額の禁止◎返品禁止◎買い叩きの禁止◎購入強制の禁止◎報復措置の禁止◎割引困難な手形の交付の禁止など下請け二法にもとづく、下請け保護の強化を行う事。

(2) 下水道工事をめぐる公文書偽造問題について

下水道工事をめぐる被害の保証金を架空工事などで捻出したという公文書偽造問題は、検察が捜査を行っています。今回の事件は、市民の行政不信をいっそう深めるものでありました。

今事件をめぐる質疑を通して、「圧力に対して、毅然とできない」「事実を公正・公平に判断する能力の欠如と隠蔽体質」「業者との癒着体質」「上司と部下、あるいは、他の部署との意思疎通の欠如」等々福山市行政の体質が浮かび上がるものとなりました。

地方公務員法は、第33条で、職員の非行と汚職の防止を厳しく戒めています。国は、汚職の防止のために、管理者として留意すべき事項等については、再三にわたり通達が発せられてきたところであります。

公務員は全体の奉仕者としての使命感に徹し、自らに厳しい道德的規律を課さなくてはなりません。

管理者、監督者は、上司と部下職員の意思の疎通など、明るい職場作りを積極的に図り、部下が汚職に陥る事のないよう留意を怠らず、また、防止の手を尽くさなくてはなりません。

現在の福山市は、これらに関する認識も措置も不十分である事を厳しく指摘せざるをえません。

市長をはじめ、幹部職員が改めて綱紀粛正を図る事が必要であります。

今回の事件の重要性や以上に述べた市政のあり方が政治不信を深めている

1、第3者も加えて真相の徹底究明をおこない、市民に明らかにする事。
2、近隣家屋等へ公共工事により、被害が生じたとき、被害補償のマニュアル、システムを構築し、文書保存する事。

〔五〕 商工・労働行政について

（１） 不況から中小企業、地元商店街、小売商店の営業とくらしを守る。

- 市発注工事、物品購入など、市内中小企業優先発注を堅持し、件数、金額の目標を定めて取り組む。各部課別の発注実態をつかみ、内容を分析し向上させる。分割発注、共同発注を積極的に進める。
- 公社、市外郭団体の工事発注なども、市に順ずるように指導強化する。大企業の市内民間建設にあたって、市内中小企業への分離分割発注、共同受注に協力するよう積極的に指導する。また、推移と成果を把握する。

- 経営を持続する意欲がありながら、一時的に経営が困難な中小業者に対し、無利子・長期返済の「経営資金融資」制度を作る事。

- 信用保証協会への市出資を増額し、信用保証をさらに受けやすくする。

- 国民生活金融公庫、商工組合中央公庫等、政府系金融機関の統廃合や民営化しない事を国に求める事。また、中小企業金融安定化特別保障制度の再開を国に求める事。

- 中小業者に無担保、無保証の融資制度、不況融資制度を作る。

- 既存の融資制度を改善し、返済期間の延長、金利の引き下げを図る。また、利子補給、保証料の補てんを行う。

- 金融機関が「貸し渋り」・「貸しはがし」をしないよう行政指導・要請を行う。

- 高利商工ローンやヤミ金融被害の相談窓口の拡充する事。

- 地元小売業者と商店街の振興をはかる。

- ① 政府に対し、改めて大規模小売店舗の出店規制を求め、市独自の規制措置をとり、住民本位のまち作りを進めるとともに、地元中小小売業者、地域住民の利益をまもる。

- ② 商店街の状況により、地域に公園や広場、コミュニティセンターなど、核となる施設を強化する。

- ③ 商店街の活性化と消費者に好評の特売、朝市、夜店などの援助をおこない、イベント事業に大幅な援助をする。

- ④ 地元商店街の振興をはかるため、商業診断活動を積極的にすすめ、内容の充実をはかる。

- 12、大型店を核にした「中心市街地活性化基本計画」の見直しをする事

- 13、後継者難が原因で廃業が続出しており、その実態調査をする。後継者育成のための対策を強化する。

- 14、中小企業退職金共済制度に未加入の中小企業主に対して、福山市としても掛け金（事業主負担）の貸付制度をつくる事。また、退職金共済への国の補助を増やし、退職金の額を大幅に引き上げるよう政府に働きかける事。

- 15、納税者憲章制定を国に強く働きかける。

- 16、中心商店街の宅地について固定資産税の軽減措置をとる事。

- 17、「住宅リフォーム助成制度」「小規模工事等希望者登録制度」の創設で、地元中小業者の仕事を確保する事

（２） 地場産業、伝統産業の保護育成

- 1、伸鉄、琴、下駄などの伝統産業や繊維、食品などの地方の資源を活用しての新技術や製品の開発、市場の開拓、中小企業団地、工場の整備や後継者育成対策など、きめ細かく総合的な対策を進める事

- 2、い草、備後畳表の振興策を図る事。

（３） 労働者の暮らしと権利をまもる

- 1、緊急に雇用・失業問題の打開策を打ち出す事。

- 2、全ての労働者に人間らしい生活を保障するため、週四十時間労働、週休二日、年二〇日間の有給休暇、「サービス残業」根絶などをもちこんで、労働基準法を抜本的に改正するよう国へ要求する。また、「解雇規制法」をつくるよう要請する。

- 3、労働法制の改悪を撤回する事。「女子保護」規定の撤廃、労働時間の最低基準を崩壊させる新裁量労働制と変形労働制の弾力化、短期雇用契約制度を撤回させる事。

4、障害者の法定雇用率を遵守させ、拡大に努める。未達成企業は公表する。

5、年金改悪を撤回し、生活できる年金の充実、改善のため「最低保障年金制度」の実現を国へ要求する事。

6、パートタイマーや派遣労働者の労働契約、労働条件の相談窓口を設置し、国に「均等待遇」を確立する法制定を求める事。法の遵守を雇用主及び派遣受入れ企業に徹底する。関係事業者の合意の上で、パートタイマーの雇用保険の適用、退職金制度を確立する。

7、若者への就職訓練の機会を大きく増やすなど、雇用拡大へ特別に支援策を充実させる事

8、労働者の健康保持のため、特に、中小零細企業の労働者の健診体制を充実させ、関係部課が連携して有病率調査をおこない、予防策に役立てる。

9、労働死傷災害事故をなくするため、市は労働者保護、安全優先の立場で実態を調査し、災害を発生させないよう関係機関と協力して厳格に指導する。災害発生の場合、徹底究明をおこない公表させる。補償も充分行わせる。

10、職場でいじめやいやがらせ（ハラスメント等）、人権じゅうりん、思想差別を止めさせる。告発のある企業への調査をおこない、内容を公表する。配転、出向などは、労働者の意思を尊重して、合意を前提とし、強圧、強制的な行為をさせない。

11、高齢者就労事業の拡充をはかる。また、完全失業者の約半数を占める若年層への雇用確保をはかる。

12、失業給付期間の延長を政府に要求する事。失業中の生活保障と再就職の道を援助する事。

13、緊急地域雇用創出特別交付金制度にかかわる臨時のつなぎ就労の場を確保する制度を国に求め、失業者や中高年者の雇用に役立つように積極的に活用できるものにする事。

14、職業訓練の機会を臨時的な措置や民間の専門学校なども活用して拡大するよう国に求める事。

15、全国一律最低賃金制の実現に努力する。

16、過労死を発生させない防止策の強化と遺族救済のため、労災認定させるための努力を市としてもおこなう。そのための市の相談活動を進める。

17、福山市として、地元経済と市民の雇用を守る立場で、市内の、主要企業へ企業の社会的責任を果たすよう申し入れる。

18、市として、教育、保健、介護、消防等、公的な雇用の拡大に努める事。

19、市内の外国人労働者の、就労実態の調査を行う。

20、市内企業の単身赴任実態を調査し、単身赴任の規制に役立つようにする。

21、全ての市内労働団体（産別・地域別）に対し、市の労働行政を公平に推進する。諸行事参加の要請などに、積極的にこたえる。メーデーへの補助金も平等に支出する。

（4）文化・観光・スポーツの振興

（1）市民文化の創造と社会教育活動の拡充をすすめる

1、文化予算を増やし、市民の文化活動の推進をはかる。

① 中央公園地区整備事業について次の事を求める。

ア、設計・建設の各段階で、情報を公開し、施設の運営方法も含め、市民の声を幅広く聞き、それが活かされる方策をとる事

イ、設計、建設とも地元業者への発注を原則とする事

ウ、市民から要望の強い中規模ホールを併設する事

エ、図書館法に基づく公立図書館としての位置付けを明確にする事

オ、建設に当たっては、必要な機能を確保しながら、ムダを省き、豪華・華美なものはおさえて、建設費の増高を防ぐ事

カ、現在の中央公民館及び市民図書館の今後の活用策について、市民の要望を充分受け止め、策定する事

② 県民文化祭、福山音楽祭など、地域の芸術振興のための支援を、引き続き強化する。

③ 文化行政を推進する態勢を充実させる。

④ 文学館は、広く市民から意見を聞き、郷土の文学資料の積極的な収集をはかり充実させる。

⑤ 芸術文化ホールの市民の文化芸術活動は無料または低料金で提供し、運営を民主化する事。

⑥ 福山市芸術文化ホールの転倒防止等事故防止のため、ホール内の総点検を行い、安全対策を進める事負傷事故の場合の保険対応を検討する事。また、利用者の駐車料金は無料とする事。

⑦ 図書館への司書配置を強化し、市民の多様な資料提供、要望に応えられるよう体制を強化する事。図書館にCDやビデオ貸し出しの体制を強化するとともに、視覚・聴覚障害者へのサービスをきめ細かいものにする事。

2、子ども・青年をとりまく文化・スポーツ環境の改善

① 子どもたちが最良の芸術文化に接する機会を増やすために、そのための文化活動にたいする奨励、助成措置を拡充する。

② 子どもを対象とした舞台芸術の自主公演、地域や学校への助成措置を拡大し、公共施設の利用などにあたっては、便宜をはかる。

③ 親子映画、親子演劇などの鑑賞、地域文庫など親と子の自主的文化運動を発展させる公的な助成をおこなう事。

④ 子ども科学館、博物館を建設する。

⑤ スケートボードやローラースケートができるロード公園を市内各地に整備し、健全な遊び場を提供する事。

⑥ 青少年が自主的に運営できる青少年施設を作る事。ライブ、フリーマーケットなどの青少年の活動できる空間を保証する事。

⑦ サッカーJリーグをギャンブルの対象にする「サッカーくじ」の廃止を国に求める事。

3、文化遺産の保護

① 市内の無形文化財や伝統的な風土芸能など技芸継承事業を拡充し、保存団体などへの助成をひきつづき強める。

② 市内の伝統技術・技能を継承している専門技能者への援助をはかり、伝統文化・技術の市民への普及・啓蒙活動をすすめる。郷土文化館をつくる。

③ 文化財の調査、発掘、保存、展示や各種工事の際の、文化財保護の義務付け、埋蔵文化財を乱開発からまもる保全対策を強めるとともに、総合的な対策を強化する。県内最大と言われる二子塚古墳の調査、保存に万全の手だてをとる事。

④ 文化財保護のため、所有者に支払われる保存などの費用の増額を国、県に求める。

⑤ 福山城博物館、鞆の歴史民族資料館の一層の充実をはかる事。

4、歴史的町並み保存。

① 市内の歴史的風土、建築物、町並み・街道を保存し、歴史的な遺構や歴史的町並み・景観の保護整備計画を作り、国の「重要伝統的建造物群保存地区」選定を目指した取り組みを急ぐ事。保存に必要な公費の助成を強める。

② 世界文化遺産財団から選定された鞆の浦の文化遺産保護は、本年、国際記念物遺跡会議（イコモス）総会でも、「鞆港の埋立て架橋計画の中止を求める決議」が全会一致で採択されている。地元住民をはじめ専門家などの意見を聞いて取り組む事。

③ 歴史的町並み保存事業を、すすめる事。

5、観光の振興

福山市には、福山城や、全国に誇る鞆の浦など、豊富な観光資源がある。市民はもとより、全国にその“値打ち”を発信するなど、振興策を充実させる事

6、言論、芸術表現の自由を守る

① 市立図書館で、日本図書館協会の図書館の自由に関する宣言に基づき、特定の運動団体の運動理論に基づく出版物に偏る事なく、部落問題研究所などの出版物も置き、選定は公平・公正を期する事。

② 「差別用語」「不快用語」の名で、市民の文化活動への不当な干渉はやめ、自主的文化活動を援助する。市立図書館の（新築を含む）拡充を図り、図書数も大幅に増やし、利用時間は、利用者、サークル、団体などの意見を聞いて、市民生活の変化に対応して時間延長をおこない、夜間利用も出来るようにする。

④ 図書館司書など、専門職員の選考、採用制度を確立し、研修体制を充実する。春、夏の、学校の長期休

暇中の利用時間を拡充する。

- 7、福山市民参画センターは障害者関係団体がすべて無料で使用できるよう減免規定をつくる事。
- 8、美術館の収蔵品を増やし、運営を充実させるための予算を増やす。

(2) 市民スポーツ活動と余暇活用施設を拡充する。

- ① 福山市スポーツ振興計画は、「市民がいつでもどこでも楽しめる身近なスポーツ施設づくりの計画」「指導員の増員など公的な体制充実」「施設運営の市民参加」等を重視したものに練り直し、スポーツの民主的・市民的発展をめざす事。
- ② 青年のために、
 - イ、スポーツ施設の増設。
 - ロ、ナイター施設の整備。
 - ハ、芦田川河川敷の解放面積の拡大。
 - ニ、学校グラウンドの夜間照明を無料にし、中学校でも計画的に設置する。
- ③ 気軽にスポーツが楽しめるよう、市内随所に球場を設置する事。
- ④ 温水プール付きのスポーツセンターを市内に数箇所つくる。小中学校の老朽化したプールを改修して広く市民に開放する事。
- ⑤ 子どもたちが安心してソフトボールもできる運動広場を、小学校区ごとに作る。
- ⑥ スポーツ愛好家の多様な要求に対応し、「スポーツ教室」や「大会」など、開催回数を増やす。市で主催、後援するスポーツ大会行事を市民に広く知らせる。
- ⑦ 体育指導員を増員して研修を充実させる。地域で指導者がスポーツを普及できるよう養成に努力する。
- ⑧ 市民が自由に海に接し、散策が楽しめる海岸線の拡大を既存の岸壁も含めて計画し、具体化する。
- ⑨ 余暇・スポーツ・文化施設の「総合ガイドブック」を作成し、余暇利用の情報提供と関連施設の運営を効率的に高める事。市内の憩いの森の整備を促進し、市民がいつでも快適に利用できるようにする事。また、キャンプ場の一層の拡充をはかる。
- ⑩ 手城東公園サッカー場について運営室、男女更衣室、選手控え室、夜間照明を設置する事。
- ⑪ グランドゴルフ・ゲートボールの振興を支援する事

〔六〕 農林畜産、漁業の振興をはかる

（１） 市内農業・畜産・林業を守り、発展させる。

- 1、コメをはじめ、農畜産物の輸入自由化、価格の市場化に反対し、日本の農業を守る。国の輸入偏重政策を改めさせ、「日本の食糧は日本の大地から」の立場に立った、農業振興に力を注ぐ。そのため、WTO協定の改定、セーフガード（緊急輸入制限）を発動し、日本の食糧を守る事。米の減反政策をやめる事。
- 2、輸入食料品の農薬汚染などの検査体制を強め、汚染食品の輸入規制を強化するよう政府に申し入れる。輸入米、ブレンド米、すべての遺伝子組み替え食品の表示を義務付けさせる。
- 3、新農業基本法の撤回を求め、「価格の市場化」を撤回し、生産費を償う米価の補償制度を復活させるよう政府に働きかける事。
- 4、全ての農家に農業、肥料などの経費に対する助成措置をとる。
- 5、農協の広域合併は行わないよう、国や、農協に働きかける事。農業用機械の修理、修繕費用を助成する。また、農業用機械の共同購入などに対する資金の低利、長期の貸付制度を創設する。
- 6、都市農業を守るための対策を早急にはかり、都市農業振興策を策定する事。休耕田の復田など、水田農地を守るため、国に対策強化を求めるとともに、市としても助成策を検討する。
- 7、後継農業者を育てるため、農業経営に関しての情報、技術について啓蒙を図り、自立のための教育、研修を行う。

8、農産物の福山ブランド・特産品の振興・支援策を充実する事。

9、市民が土と緑に親しみ、収穫の喜びを味わえるよう、市民農園、学校農園を積極的に増やす。

10、松くい虫対策を強め、抜倒・下刈りをおこなえる制度を抜本的に強めるなど、造林、営林対策を強める。

11、圃場整備、用水路の整備改良、農道整備、小規模農業団地の基盤整備などを積極的にすすめる。

12、食肉センターの施設の改善と近代化を進め、市民に新鮮で安くておいしい安全食肉の供給を図るとともに、畜産業の発展に寄与する事。内蔵の処理を清潔にし、危険部位の焼却施設を設置する事。BSE検査は、全頭検査を堅持するよう国に対して強く求める事。市独自にも引き続きおこなう事。

13、農地にたいする下水道受益者負担金は、宅地への変更時点で課すようにする事。

14、政府に対し農林漁業金融公庫を廃止・統合しない事。

（２） 漁業の振興を図る。

1、瀬戸内海の高砂採取禁止の方針を堅持する事を国・県に求める事。

2、豊かな漁場作り・・・沿岸漁場の埋め立ては原則として禁止する事。国に「沿岸漁場整備開発」事業などの規模を拡大させ、市も援助して、漁民の要求、意見にもとづき、地域の条件に即した増・養殖場の改良、造成、適種種苗の生産、放流、漁場の多面的利用が出来るようにする事。走島近海の『いりこ』漁を振興するための援助と指導をおこなう事。

3、走島の島内の、生活環境整備をすすめる事。

4、鞆、走島連絡線は往復回数を増やす事。

5、秩序ある遊漁の振興・・・地域の実情に即した対策作りと釣り場の安全や、宿泊施設の整備、釣り人に漁場を汚さないなどの啓蒙活動への援助を強める事。遊漁船の安全確保の指導を強める事。

6、福山港の浚渫ヘドロを、内海町の漁港へ埋める計画は取り止める事

7、内海町横田漁港入口の一字堤防に、潮の通過路（穴）を緊急に設置するよう県に働きかける事

（３） 福山競馬について

福山市営競馬事業は、戦後復興の当初目的はすでに終えたものであり、全国的に見ても、サラブレッド導入によって、収益改善の展望が開けるものではありません。累積赤字解消の見通しが立つものではなく廃止に向け、関係者と協議に入る事、廃止後の従事員の就職先についても努力する事。また、ギャンブルの拡大である場外発売所増設計画を直ちに撤回する事。

〔七〕 同和行政の終結、清潔・公正な市政を

（１） 真の部落差別解消のために

1、 「地域改善財特法」は失効し、すでに国、県は、同和行政を終結した。福山市では、これまで同和対策事業の推進により、同和地区の住・環境や生活実態にみられた格差は、基本的に解消しており、残された若干の課題は、一般対策で取り組むべきであり、これ以上の特別対策の継続は、部落問題解決に逆効果となる。同和対策事業の終結を求める。

2、 「人権擁護法案」は、報道や国民の表現の自由に介入する危険性を持つ。教育・啓発問題では、国や行政の関与は国民主権・国民教育権の確保のもとに、条件整備に限定している。憲法・教育基本法の厳守を国に強く求める。地方自治体での「条例」制定をしない事

（２） 「福山市人権啓発推進指針」を廃止して、市民に「同和」啓発の押し付けを止める事。

1、 「解同」による“差別”を口実とした確認・糾弾・点検などは「いかなる法的根拠もなく、いわば私的制裁にすぎない」（地対協報告）ものであり、こうした不法行為をやめさせるよう対処するとともに、行政職員のことへの関与、糾弾会などへの出席は禁止する。

2、 行政指導の「同和・人権」の「住民学習」を廃止する事。

（３） 「解同」との窓口一本化を破棄して、行政の主体性を確立する事。

1、 「解同」に強要された反市民的な「同和三原則」（①部落解放同盟福山市協を唯一の交渉団体とする。②同和施策については「解同市協」と協議して実施する。③未組織地域の同和事業を無定見にはおこなわない。）確認書を破棄し、行政の主体性を取り戻す事。

2、 「解同」市協への補助金を廃止する事。

3、 教育の中に特別扱いを持ち込む、学力向上地域支援事業、地域教育活動推進事業の廃止を明確に示す事。

4、 福山市同和対策奨学金の廃止を明確に示す事。

5、 人権交流センターでの「解同」の事務所使用をやめさせ、コミュニティセンター、コミュニティ館を児童館、高齢者施設など地域の要望に基づいたものにする事。

6、 同和関係の機構廃止を示す事。

（４） 清潔・公正な行政に

① 名目のいかんを問わず、官官接待はいっさい禁止する事。各種食糧費、市長交際費、議長交際費、東京事務所費の見直しをおこない、必要最低限のものに縮小し、公表する事。

議会の海外視察は当面中止し、抜本的な見直しをはかる事。

① 政治倫理の確立のための、福山市議会議員および市長の資産等の公開等に関する条例」が制定された。

わが党は、この条例がより一層市民の願いにこたえ、実効あるものにするために次のような改正提言を行ってきた。福山市としても積極的な対応を求める。

一、資産報告義務者を市議会議員と市長だけにせず、助役、収入役、水道企業管理者、教育長も加える。また、水道企業管理者、教育長は本人のみ、それ以外は、本人と配偶者及び扶養または同居の親族も報告義務者とする。

1. 企業・団体よりの献金は禁止とする。

2. 資産等報告内容は、貯金、預金及び有価証券は種類、金額にかかわらずすべて報告する。

3. 美術工芸品に加えて、宝石類、貴金属及び金塊も含め、取得価格五十万円を越えるものは報告する。

4. ゴルフ場利用に関する権利については、その全てを報告する。

5. 貸付金についても、金額の多少に関わらず報告する。

6. 資産等補充報告については、新たに取得したものだけでなく、処分したものも報告する。

7. 所得等の報告内容では、贈与により取得したものは、一件あたり三万円以上、もてなしを受けた場合、一件あたり五万円以上については報告する。

8. 審査会の委員は、数名を議員外から増やす。
9. 有罪判決後における釈明については、有罪の対象を贈収賄罪、職権乱用罪、横領罪、詐欺罪、公職選挙法違反とする。

② 市政への住民参加の道をひろげる。

1. 市民の陳情、請願権を尊重し、要望案件のすみやかな解決を。すべての市民団体の交渉権を全面的に認め、団体によって差別的な扱いをしない。
1. 情報公開条例」を制定したが、「公開の原則」を貫く事。また、「国との信頼関係を損なう」「政策意思決定形成過程」との理由で非公開にする事は、住民の行政参加を妨げるもので、認められない。
2. 市計画策定や、公共施設建設にあたっては、素案・計画・実行の各段階での住民代表参加による検討を保障する事。
3. 各種審議会、行政委員会の公開と民主化をはかる。

③ 密室政治をやめ、市民に開かれた清潔で公正・明るい市政を。

1. 同和行政、建設行政の密室性を一掃し、民主・公開の原則をつらぬく。
2. 議員及び市民が求める諸資料の提出を拒む事は改め、速やかに要望に応じる。
3. 大規模事業基金などへの寄付者は、市の発注業者の対象から外す事。
4. 常勤の監査委員は、市のOBという事実上の「天下り」の選任はやめ、第三者機関による公正な人選に努める。
5. 公共事業の発注は、特定業者への「偏り」を改め、全ての認定業者へ公正に入札、受注機会が与えられるよう改善する事。

⑤ 議会の審議権の尊重、議会制民主主義をつらぬく行政執行を。

1. 土地開発公社や、都市整備公社への事業委託に見られる行政の重要部分の執行が、議会審議から離れて行われるような議会軽視を改め、議会の審議権尊重、議会制民主主義の立場をつらぬく行政執行とする。
2. 議会の承認なしには原則として、予算の流用、請負契約、公有財産の処分などはしない。
3. 重要案件については臨時議会を開いて議会の審議を得るなど、いたずらに専決処分をしない。
4. 都市計画や開発事業の策定、機関委任事務をふくめ、行政執行全般についての議会の審議権を保障する。
5. 市長、助役、教育長、代表監査、収入役は、常任委員会、特別委員会、決算委員会にも、原則参加する事。

⑥ 「全体の奉仕者」の立場をつらぬき、職務改善を。

憲法第十五条で明記されている「全体の奉仕者」である公務員としての市職員が、その自覚にもとづく職場規律の確立、職場からの行政改善など積極的に行い、住民奉仕の行政推進をはかる。
「業績評価」の導入は行わず、自治体職員の創意で意欲が生かされ、働きがいをもてる職場とする事。

⑦ 市長を先頭に幹部職員の綱紀肅正を図る事

相次ぐ不祥事で市民の行政不信は深まっている。厳格に法令遵守を徹底する事

【八】イラクへの自衛隊派兵反対・有事法制の発動を断念させ、戦争のない世界の実現と核兵器廃絶のため、平和非核宣言都市にふさわしい力をつくす事。

1. 憲法九条の改悪に反対する事

今、小泉政権は、憲法を改定の策動を強めている。自民党の改憲のねらいは、アメリカの先制攻撃の戦争に参加するために、自衛隊を「戦争のできる軍隊」にし、「海外で戦争できる国」に突き進もうとしている。その焦点は、憲法九条を改変する事にある。

いまの憲法は、主権在民、戦争の放棄、国民の基本的人権、国権の最高機関としての国会の地位、地方自治という大事な原則に立っており、この原則を政治・経済・外交・社会のすべての分野で生かす立場から、憲法改悪にきっぱり反対する事が求められる。

とりわけ憲法九条は、日本国民が世界にほこる「平和の宝」である。アメリカの「一国覇権主義」の横暴勝手から国連の「平和のルール」を守るうえでも、日本をアジアと世界の平和に貢献する国にするためにも、憲法九条の役割はますます重要になっている。

今、世界では、国連憲章に基づく平和の国際秩序をめざす地球規模での高まりがあり、憲法九条を、国際社会の平和秩序をつくっていく上での指針として評価する動きが強まっている。

世界の平和の流れに逆行する小泉内閣の憲法改悪計画を中止させるために政府に強く働きかけるよう要求する。

改憲のための国民投票法案を国会に提出しないよう働きかける事。

アジアに緊張をもたらし、平和外交の道を閉ざす小泉首相の靖国神社参拝の中止を強く求める事。

2. アメリカの国連憲章を踏みにじる理不尽な中東占領と不当なイラク占領・無差別攻撃を直ちに止めるよう働きかける事

ブッシュ米大統領がイラクの大量破壊兵器保有という「情報は誤りだった事が判明した」と演説した。また、イラク人の死者が三万人にもなる事、米兵の死者も二千百人以上になっている。

もともと、アメリカによるイラク軍事攻撃に“お墨付き”を与える国連決議は存在していない。ブッシュ大統領が「誤り」を認めた以上、首相のイラク戦争正当化論も根本から崩れている。

イラク人を対象に英国防省が実施した世論調査では、82%が多国籍軍駐留に強く反対している。

3、イラクへの自衛隊派兵の延長中止、即時撤退を強く求める事

アメリカのイラク攻撃と不当な占領は、何の道理もない事が明らかになってきた。

アメリカのイラク攻撃当初、イラク多国籍軍参加国は38カ国であったが、大量破壊兵器の保有という口実がウソであった事が明らかになり、すでに14カ国が撤退し、4カ国が撤退を開始している。

ブッシュ政権言いなりにアメリカの無法な軍事占領への協力・加担を継続する事は、絶対に許せない。日本国内の世論調査（毎日）10月10日付）でも、自衛隊派兵を「延長すべきではない」が77%になっている。政府に対して、イラクへの自衛隊派兵の延長中止、即時撤退を強く求める事。

4. 有事法制の発動・具体化を許さない事

米軍のアジアでの先制攻撃に自衛隊、地方自治体、民間企業、国民を総動員する有事関連7法を制定した。政府は、有事関連法制の作業と同時に、戦時対応のための体制作りも進めている。今後は、自衛隊をいつでも海外派兵できる「恒久法」の制定も画策され、恒久法に続き、憲法九条の改悪に本格的に着手しようとしている。日本を「戦争する国」に変えないために、有事関連法の具体化をさせないよう政府に強く働きかける事を求める。

5. 「ミサイル防衛共同開発」への参加に反対する事

アメリカのブッシュ政権がすすめている「ミサイル防衛戦略」には、約千三百九十九億円を計上し、引き続きイージス艦配備型の迎撃ミサイル（SM3）や地上配備型の迎撃ミサイル（PAC3）を調達するとしている。

る。また、これまで日米で共同技術研究してきた次世代のSM3ミサイルについて、正式に共同開発への移行を決定し、開発費約三十億円を計上している。

「ミサイル防衛戦略」に反対し、日本の参加をただちに中止する事、来年度予算案からの削除を強く要求する事。

6. 米軍岩国基地の拡張・強化に反対する事

日米両政府は10月に、厚木基地にある空母の艦載機部隊を、山口県の岩国基地に移駐させる事を合意し、「中間報告」として発表した。

現在すすめている岩国基地の新滑走路の沖合工事が完成すれば、〇八年にも部隊の移転をするとしている。飛行コースは、広島県西部。被爆地ヒロシマや世界遺産宮島の上空を、百機もの米軍機が、昼も夜も関係なく頻繁に離着陸する事になる。

米軍基地強化やたらいまわしを取り止める事、岩国基地・NLP（夜間離発着訓練）機能増強や江田島市沖美町大黒神島へNLP構想は撤回する事を政府に強く求める事。

7. その他、次の項目を実現する事

- 一. 有事関連法への、市職員の協力は行わない事をはじめ、自治体としての一切の協力を拒否する事。
- 二. 関係自治体と、連携し、「瀬戸内海非核宣言」の自治体を目指す事。そのためには、率先して福山港の「非核宣言」を行う事。

- 三. 沼隈の米軍艦船撤去を求め、神戸方式に学び、核兵器を積載した艦船や軍用機の入港、通過、持込を許さない条例を制定する事。

- 四. 広島県北部における米軍超低空飛行訓練に対して抗議し、中止を求める事。

- 五. 原水爆禁止福山市協議会などが進めている、人口過半数をめざす「ヒロシマ・ナガサキからのアピール」署名推進運動を積極的に支援する事。

- 六. 戦争の惨禍を体験し、数多くの被爆者と空襲被災者が居住する福山市において、その人々の反核、反戦平和の願いを行政に生かすため、被爆者援護法の「国家補償」の立場を明確にさせる事。

- 八. 空襲記念日の八月八日と並んで、八月六・九日を非核・平和実現の行動日とする。

- 九. ヒロシマ・ナガサキの被爆の実相を広く内外に知らせ、国内はもとより、全世界の非核宣言都市との連帯と交流を深め、核兵器廃絶を訴え、運動を進める事。

- 十. 平和非核都市宣言の趣旨をすべての福山市民に周知し、平和、核兵器、軍縮問題に関する内外の資料を収集し、福山市民に提供するとともに、原水爆禁止・平和を求める市民の団体、運動への援助をする。

- 十一. 戦災、戦争被害などの資料の収集、保存につとめ、郷土に根づいた平和教育をすすめる。「空襲を記録する会」などの自主的な活動を援助する事。

- 十二. 人権平和資料館は、真に世界平和に貢献できる民主的で公正な運営を行う事。

- ① 人権平和資料館が建設されたが、部落問題偏重となっている。そのうえ、特定運動団体が一方的に断定した「広島市結婚差別事件」の表示や、運動スローガン「部落解放基本法制定」をそのまま掲げている。直ちに歴史的検証に耐え得る公正で民主的なものに改め、被爆県の平和非核宣言都市にふさわしい展示内容にする事
- ② 市民の学習と交流を中心とした平和のセンターとして位置付け、展示、利用方法を充実させる事。
- ③ 他都市と交流しあい、企画展示や講演などの催しものに取り組む。外国の都市との平和事業とも交流しあう
- ④ 専門の研究員を配置して調査研究を進める。市民や草の根の平和運動家とも連携し、福山空襲や被爆の実相を伝える記録資料を充実させ、展示に反映させる事。